

平成 21 年度  
单独处理浄化槽轉換施策  
事例集

平成 22 年 3 月

環境省廃棄物対策課浄化槽推進室

# 平成 21 年度 単独処理浄化槽転換施策事例集

## 目次

第 1 章	はじめに	1
第 2 章	アンケート調査結果	1
1	都道府県	1
2	市町村	2
3	ヒアリングの対象	3
4	ヒアリングの調査事項	4
	ヒアリング調査事例 1	6
	浄化槽台帳が整備・精査され市町村および検査機関等の関係団体等との連携がなされている例 (群馬県における浄化槽台帳の整備)	
	ヒアリング調査事例 2	31
	市が主導して関係団体等と協力体制をとり、浄化槽整備・転換促進を実施している例(富士市) 富士市における単独処理浄化槽の転換と浄化槽台帳の整備による保守点検精度の向上	
	ヒアリング調査事例 3	54
	単独転換が効率的に進められている市町村事例(鹿児島市) 鹿児島市における単独転換	
	ヒアリング調査事例 4	73
	市、関係業界及び住民による浄化槽維持管理組合により浄化槽整備を促進している例(飯能市) 飯能市における浄化槽の維持管理及び啓発活動	
	ヒアリング調査事例 5	96
	行政と関係団体が連携して単独処理浄化槽の転換を啓発している例 神奈川県における「臨海地区既存浄化槽の合併化、高度処理化への転換とそれに伴う融資に関する セミナー」により単独処理浄化槽の転換を啓発している例	

## 第1章 はじめに

平成12年の浄化槽法の改正により単独処理浄化槽の設置は原則禁止され、既設の単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換に努めることとされている。しかし、実際には設置済みの単独処理浄化槽が今なお使用されており、これらの使用者から排出される生活雑排水は処理されずにそのまま垂れ流されるため、河川等における水質汚濁の大きな要因となっている。したがって、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換の促進は喫緊の課題である。

平成21年度「単独処理浄化槽等対策調査」では、このような背景を踏まえ、都道府県等に対して単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する調査を実施し、単独転換に関して効果をあげている事例の他、施策の計画や実施における課題等が明らかとなった。

また、今回把握した単独転換促進に係る効果的な手法等の調査結果を踏まえ、全国の都道府県等がモデルとして活用できるよう単独処理浄化槽転換施策事例集を作成した。

## 第2章 アンケート調査結果

### 1. 都道府県

都県のアンケートの回答からは、転換施策の実施により大幅に単独転換が進んだといった、顕著な効果が認められる事例は確認できなかったが、一部自治体ではBODなどの環境基準達成率の向上が認められているとの回答があった。

およそ1/3(31.8%)の都県において台帳の不備等により単独処理浄化槽の設置の実態が把握されていないことを課題と捉えられていた。このため、事業規模の予測ができない、あるいは単独処理浄化槽が設置されている世帯が特定できないといった理由から、補助等の施策の実施に支障を生じているとの意見があった。

また、財政上の問題を生じている(一部市町村においては費用負担していない、あるいは国の撤去費の要件緩和)、補助制度の内容に関する事項について、ともに20%程度の都県が単独転換における課題と捉えていた。国の単独撤去助成の要件が厳しいといった意見や、住民の理解が得られないといった啓発上の課題があると回答している県もそれぞれ5%程度あった。

都県における単独転換に対する施策は、市町村が実施する転換施策に対して財政的な支援を行うことが主体であるものと考えられた。補助等の施策を実施する上で、その事業規模を計る必要があるが、その基礎となる単独浄化槽の設置基数等を把握することが十分に進んでいない実態が明らかになった。すなわち、台帳整備の遅れ、あるいはその精度が低いといった内容である。その解決策として、関係する機関等との連携の必要が

あるものと考えている県があった。（連携の例としては、富山県及び群馬県では指定検査機関に浄化槽台帳の作成業務の委託を行っている。）

さらに、近年の財政状況悪化により、単独転換の施策が十分に進められていない場合があるものと考えられた。

その他、住民に対する単独転換に関する啓発の施策について、有効な手法が確立されていないため、十分に進められない実態があるものと考えられた。

## 2. 市町村

市町村における単独転換に関する施策としては、住民等に対する啓発活動、補助制度による費用負担の軽減等がなされている。補助制度については、単独浄化槽を浄化槽に転換した場合に補助を行っている市町村は71.0%であった。そのうち、撤去して浄化槽を設置した場合に補助を行っているのは46.6%、撤去することに限定せず、転換した場合に補助を行っているのは24.4%であった。これらの市町村のなかには、汲み取りから浄化槽に転換した場合にも補助を行っているものもあった。また、転換で単独浄化槽を雨水貯留槽に再利用する費用に補助を行う施策に取り組む市町村もあった。

アンケート調査からは、単独転換がなかなか進まないとする市町村が多く、これらの市町村のなかには、他市町村の制度や補助額を知りたいといった意見があった。また、ほとんどの市町村が、浄化槽の設置整備を目的とした、何らかの補助制度を創設していたが、浄化槽台帳の不備等により、施策の事業規模（予算額）の設定に支障を生じる、あるいは施策の実施効果が定量的に評価されていないとする市町村が多かった。しかし、富士市や鹿児島市のように浄化槽関係団体と連携して浄化槽の設置状況を把握している市町村もあった。また、このことについて課題意識をもつ市町村が多かった。

補助制度で単独転換の促進を図っている市町村の多くは、啓発として補助制度の概要を広報等で通知することを行っている。住民に対する啓発活動に力を入れている市町村では、パンフレットの配布のほか、富士市のように住民説明会等が実施されている。また、浄化槽整備区域に事業所が多い横浜市及び川崎市では、事業所に設置されている単独浄化槽の転換を目的としたセミナーによる啓発を行っていた。

一方、啓発の効果が現れない等、啓発の施策に関して課題意識をもつ市町村があり、その効果的な手法を知りたいといった市町村も多かった。

## 3. ヒアリングの対象

都県及び市町村のアンケート結果から多くの都県及び市町村が転換施策の方法あるいは施策効果の向上に課題をもち、その解決策を求めている状況が明らかとなった。特に単独浄化槽の設置状況を知るための手段として、浄化槽台帳が活用されるべきであるが、その精度が低い活用できない自治体が多く、効果的な浄化槽台帳の整備手法に関する情報が必要とされている。アンケートの結果では、富山県及び群馬県では指定検査

査機関に浄化槽台帳の作成の業務を委託していた。

単独転換のために、啓発(PR)活動の実施、単独の撤去補助、転換補助あるいは転用補助といった、単独転換に係る施策を組み合わせ、地域に併せた転換促進施策を実施している市町村が多かったが、その効果が顕著に認められた事例は少なかった。これは、補助制度を創設しても、それが住民に十分に理解されていない、あるいは単独転換の重要性・価値が理解されていないことによるものと考えられた。多くの自治体では広報に施策の概要を示すといった啓発活動を実施しているが、そのような取組のみでは転換施策の効果が十分には出てこないことが推察された。一方、単独転換に関する啓発活動に力を入れ、関係団体と協力しながら効果的な転換を行っている富士市のような事例もあり、他の市町村における、今後の転換施策の展開に参考となるものと考えられる。

また、単独転換施策の促進について、浄化槽台帳の整備・活用及び関係団体等との連携の方法について模索している市町村が多いことも明らかとなった。

このような結果を踏まえ、以下のヒアリング対象を選定した。

#### (1) 浄化槽台帳が整備・精査されている県

アンケートの回答及び追加調査結果から、県が中心となり市町村、指定検査機関及びその他関係機関が連携して浄化槽台帳を整備することにより、随時、台帳の更新を実施し、高い精度を維持している群馬県を対象とした。

#### (2) 浄化槽台帳の効果的な整備に加え単独転換に係る啓発活動の推進を図っている市

浄化槽台帳を独自の手法で効率的かつ効果的に整備しており、単独転換施策として、以下に示す啓発活動を積極的に行っている市町村として、富士市を対象とした。

- ・市広報誌 12月5日号に新補助制度の記事掲載
- ・浄化槽区域の地区を中心に回覧にて啓発資料等を配付
- ・浄化槽協会などの関係機関に補助制度等に関する情報提供
- ・浄化槽適正維持管理指導員・新補助制度啓発指導員（緊急雇用）による個別訪問

#### (3) 各種施策の組合せにより単独転換を効率的に進めている市

市の浄化槽行政における体系的な要綱等、規定の整備及び単独転換に対する補助制度に取り組むとともに、住民及び関係する業界等に対する啓発を行うことにより、単独転換施策を市町村が中心となって実施し、その成果が認められている事例として、鹿児島市を対象とした。

#### (4) 市町村、関係団体及び住民が連携して単独転換に取り組んでいる市

飯能市は、平成7年から市町村、関係団体及び住民が一体となり、浄化槽の設置整備に取り組み、結果として単独転換及び水質環境の改善を効果的に行っている。また、

この施策により、住民の水環境に意識も高まり、現在では川をまもる活動や環境教育へ発展している。こういった、施策の立案から展開に至るまでの経過・経験と単独転換促進の効果的な手法を模索する市町村に対し、有効な情報になると考えられることから、飯能市を対象とした。

(5) 関係団体と連携した啓発により単独転換に取り組んでいる市

単独転換施策の推進に関し、関係団体等の連携に関する事例を求める回答があった。横浜市及び川崎市は、関係団体と連携し、単独浄化槽の設置者対象のセミナーを開催することに取り組んでいる。本事例は事業所に設置された単独浄化槽を転換しているが、一般の住民に対する転換啓発の手法としても参考になるものと考えられる。このセミナーの主催は社団法人神奈川県生活水保全協会であったことから、本協会を調査対象とした。

これらの対象の担当者等に対し、調査事項についてヒアリング調査を行った結果を単独転換施策事例として以下に示す。

#### 4. ヒアリングの調査事項

アンケートの「施策を実施する上での課題」及び「知りたい事項」の回答から以下の事項のうち、それぞれの対象に関係する事項について、ヒアリング調査を行った。

都道府県等における財政状況

汚水処理施設整備計画及びその見直しの状況

浄化槽整備地域とその住宅件数、単独浄化槽の基数（過去3年）

単独転換基数及び汚水処理人口(他の汚水処理施設によるものを含む)（過去3年）

浄化槽整備地域の地理的な条件、設置に必要な敷地の有無と放流先の確保

浄化槽に関連する助成制度や条例等の状況（過去3年）

対象者と目的(目標)、補助制度の概容、申請方法、審査方法、財政的に苦慮した事項

浄化槽の設置状況の把握方法（浄化槽台帳等の整備方法および活用方法）

浄化槽台帳の整備手法

行政、指定検査機関及び浄化槽業会等との連携

情報の電子化(データベース化)

個人情報の取扱い

業務の内容・業務量

住民等に対する単独転換に関する広報、周知活動の具体的な施策

啓発の目的・目標の設定、啓発の手法（特に高齢者向けの対策）、  
効果のあった手法、関係団体等との協力関係、施策に要した費用  
転換制度の周知方法  
地域条件に起因する転換の条件  
撤去処分・単独の活用推奨等  
浄化槽の設置条件(処理性能等)  
これまで実施したなかで、最も効果的な転換手法  
単独転換による水環境の改善状況

## ヒアリング調査事例1

### 浄化槽台帳が整備・精査され市町村および検査機関等の 関係団体等との連携がなされている例（群馬県）

#### 群馬県における浄化槽台帳の整備

## 1. 群馬県の概況

### (1) 概況

群馬県は、日本列島のほぼ中央にあって、県西・県北の県境には山々が連なり、南東部には関東平野が開ける内陸県である。県土の約3分の2が丘陵山岳地帯で、面積は6,363平方キロメートル、その大きさは全国で21番目であり、関東地方では栃木県につぎ2番目である。



図-1 群馬県の市町村

地形は上毛かるたに「つる舞う形の群馬県」とうたわれるように空に舞う「つる」の形によく似ている。

2,000メートル級の山岳、尾瀬などの湿原、多くの湖沼、吾妻峡をはじめとする渓谷や利根の清流など、変化に富む美しい大自然にめぐまれている。県内には、日光国立公園、上信越高原国立公園、尾瀬国立公園の3つの国立公園と、妙義荒船佐久高原国定公園がある。

群馬県は、日本一の流域面積を有する利根川の上流域に位置し、湖沼や湧水、温泉にも恵まれた水源県で、一部に水質など水環境の改善が必要と認められる状況がある。水源県とし

て、総合的な水環境の保全対策の検討が必要となっている。

また、県財政は、平成 21 年度に引き続いて、更なる大幅な税収減が見込まれるなど、極めて厳しい財政状況にある。群馬県では行財政改革を徹底し必要な財源を捻出する方針で、全庁を挙げて歳入確保・経費節減に取り組みつつ、県民目線に立った徹底的な事業の評価・検証を行い、優先順位を明確化することによって、より少ない財源でより大きな成果が得られるよう事業実施の工夫・改善を一層進める方針で、平成 22 年度も知事の基本政策実現に向けて必要な政策課題に積極的に対応する。

また、群馬県では、「住民参加型市場公募地方債」と呼ばれる地方債を発行している。

県民に県政への関心を高めてもらい、県民参加の郷土づくりをより一層進める意味から、また、地方分権や財投改革の流れの中で「資金調達の方法が硬直化しないよう、さまざまな手法で行いたい」という意味から、平成 14 年 3 月、全国に先駆けて導入している。

平成 19 年度以前は、資金用途を「日本一の県立病院づくり」とし、平成 20 年 1 月からは用途を「安全・安心事業」とした上で、名称を「県民債」と変更して発行している。

## (2) 生活排水処理の現状

平成 20 年度末における「汚水処理人口普及率」は群馬県全体で 70.0%となっており、その処理施設別の内訳は、下水道 47.2%、農業集落排水施設 6.1%、合併処理浄化槽 15.2%、コミュニティプラント 1.4%となっている。また、平成 20 年度末における「汚水衛生処理率」は群馬県全体で 63.2%となっており、その処理方法別の内訳は、下水道 41.3%、農業集落排水 4.5%、合併処理浄化槽 16.0%、コミュニティプラント 1.4%となっている。

なお、「汚水処理人口普及率」は下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の住民基本台帳人口に対する割合であり、「汚水衛生処理率」は前述の汚水処理施設により汚水を衛生的に処理している人口の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計に対する割合である。

県内の市町村は、河川の水質を改善するため、以下に示すとおり浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しており、県ではその支援を行っている。

浄化槽設置整備事業は、次の市町村で事業を実施している。（平成 21 年 12 月 1 日現在）

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
--

また、浄化槽市町村整備推進事業は、次の市町村で事業を実施している。

（平成 21 年 12 月 1 日現在）

太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、昭和村
--

## 2. 浄化槽台帳の整備

### (1) 台帳の整備の概要

群馬県では、浄化槽設置整備事業及び市町村設置整備事業を推進するうえで、浄化槽の維持管理が適正に実施されるよう、浄化槽台帳の整備にも力を入れている。合併処理浄化槽設置整備事業の創設以前は、無届けで単独処理浄化槽が設置される場合や廃止届けが提出されない場合があったため、浄化槽台帳の精度の向上が困難であった。このため、適正な污水处理施設整備計画が策定できない、あるいは法定検査の実施率が向上できない等、幾つかの課題があった。

このような課題を改善するため、浄化槽台帳に関するデータの入力業務を指定検査機関((財)群馬県環境検査事業団)に委託し、全てのデータが少なくとも年1回、県担当課に報告されるようにした。

### (2) 台帳データの流れ

浄化槽台帳のデータの流れを以下のフローシートに示す。

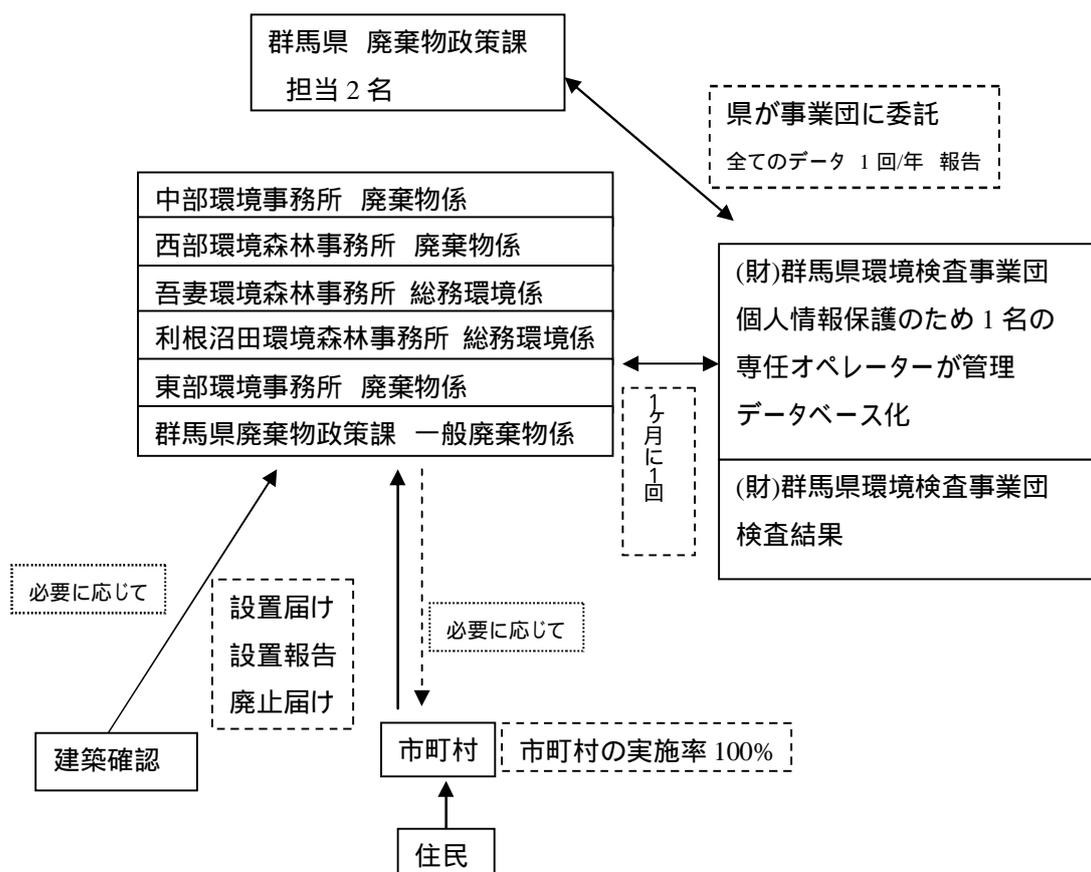


図-2 群馬県における浄化槽台帳の管理システムのフロー

浄化槽が設置される場合、市町村に提出された住民からの補助申請や浄化槽設置届けから、設置に関する情報は、対象の地区ごとに県の出先機関である各地方事務所を経て、1カ月に1回、「浄化槽台帳に関するデータの入力業務」を委託している(財)群馬県環境検査事業団に提供される。なお、個人情報保護の観点から、このデータ入力の実行者は1名となっている。

これにより得られた情報は、電算化(データベース化)された浄化槽台帳に登録・更新され、1年に1回、群馬県廃棄物政策課に報告されるとともに、県の出先機関である各地方事務所に1カ月に1回報告されている。

また、各地方事務所の担当者が、浄化槽台帳の精度向上を目的に、担当地区を巡回すること等により得られた建売住宅等、新たな建築物の情報や、7条及び11条検査中に確認された新築の建築物や廃止された浄化槽の情報を、台帳と照合して反映させている。さらに、市町村は必要に応じて、最新の台帳をCD等の電子データで入手できるようになっている。

なお、データの入力業務に関する検査機関への委託は、年間96万円程度で契約されている。

浄化槽における設置・廃止等の関係届出書の提出に関するフローを図-3に示す。

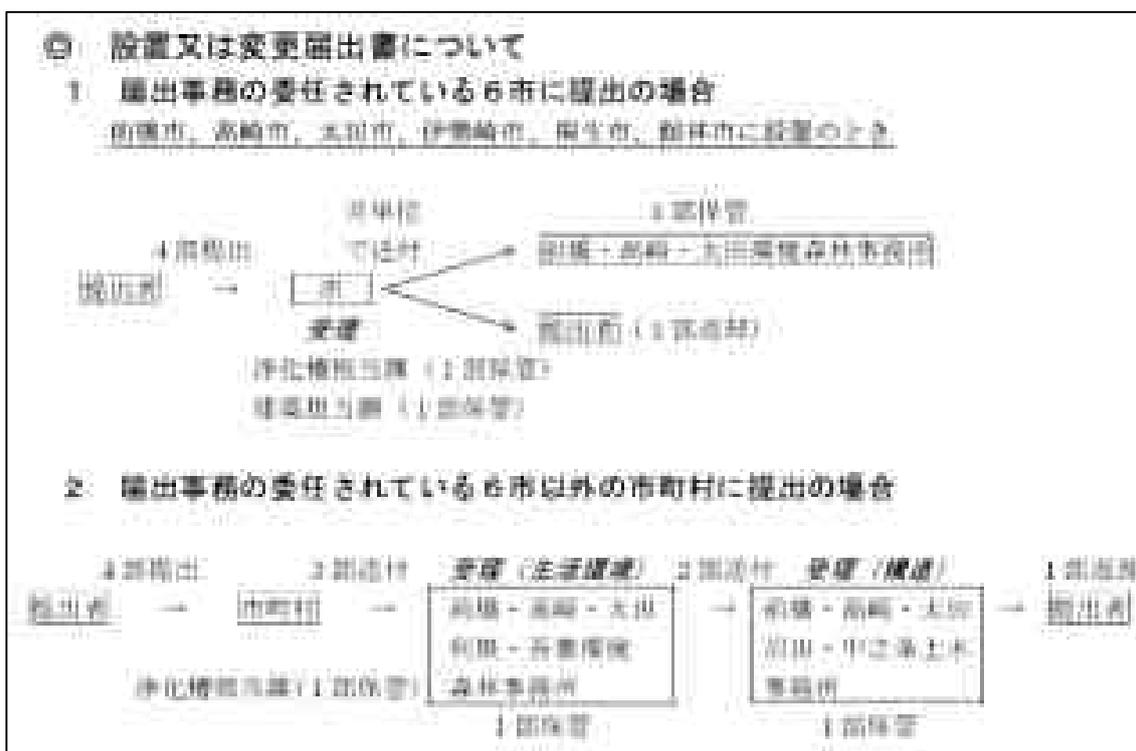


図-3-1 浄化槽関係届出書の提出の部数とフロー

◎ 建築確認申請書の中の仕様書について（平成18年4月1日現在）

1 建築主事のいる7市に提出の場合

前橋市、高崎市、太田市、伊勢崎市、飛田市、館林市、蓮沼市（廃止）のとき



2 建築主事のいる7市以外の土木事務所へ提出の場合

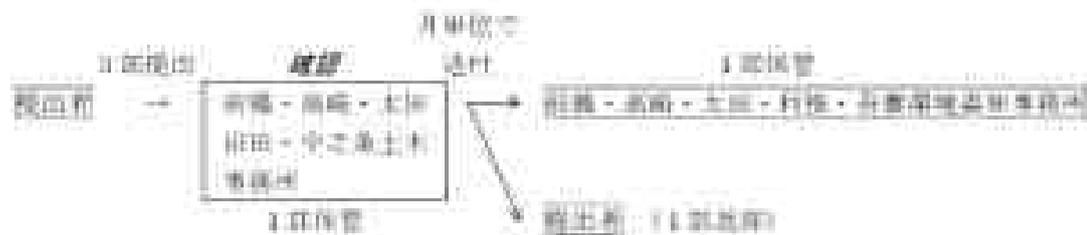


図-3-2 浄化槽関係届出書の提出の部数とフロー

◎ 浄化槽の各種報告書について

（浄化槽工事業者等定章施行法、同法施行令等関係法、建設省令第12号関係法、建設省令第12号関係法）



図-3-3 浄化槽関係届出書の提出の部数とフロー

◎ 浄化槽使用廃止届出書、浄化槽設置中止届出書、使用開始報告書について



図-3-4 浄化槽関係届出書の提出の部数とフロー

(3) 浄化槽台帳の作成業務の委託

浄化槽台帳の作成業務の委託は、図-4 に示す「群馬県浄化槽設置届等電算化実施要領」に基づいて行われている。

**群馬県浄化槽設置届等電算化実施要領**

(目的)

第1 本要領は、群馬県と指定廃棄物処理施設とが対象となる浄化槽設置届等電算化業務の開始に当たり、群馬県及び群馬県浄化槽設置届等電算化実施要領（以下「要領」という。）に基づき定められた事項を内容とする。併せて実施する電算化業務の目的は、必要な事項を定めることを目的とする。

(資料の提供)

第2 指定廃棄物処理施設は、次のいずれか1項以上に掲げる資料を、当該廃棄物の受け付けと廃棄物処理状況調査報告書（以下単に「処理報告書」という。）の添付資料として、以下のいずれかを交付するものとする。

- (1) 浄化槽設置届出書（浄化槽工事の届出及び設置及び浄化槽の設置等の届出に関する書面（以下「届出書」という。）の印刷物記載式書式）
- (2) 浄化槽台帳書（印刷物記載式書式）
- (3) 浄化槽設置届出書（本庁寄附記録式書式号）
- (4) 浄化槽設置届出書の電算化届出書（群馬県浄化槽設置届出書（以下「届出書」という。）の印刷物記載式書式）
- (5) 浄化槽管理状況調査報告書（印刷物記載式書式号）
- (6) 浄化槽利用状況調査報告書（印刷物記載式書式号）
- (7) 浄化槽設置停止届出書（印刷物記載式書式号）
- (8) 浄化槽利用開始届出書（印刷物記載式書式号）
- (9) 浄化槽工事業者管理状況報告書（印刷物記載式書式号）
- (10) 電算化ソフトメーカーの電算化ソフトの導入と運用に関する浄化槽台帳書

(資料の取付)

第3 指定廃棄物処理施設は、電算化業務の開始に当たり提供された資料を前項1の取付資料欄の取付欄に取付するものとする。取付資料の区分は、これに対応する廃棄物処理施設に定められた内容に従い、指定廃棄物処理施設を構成し、又は更新し、若しくはこれに追加入力すること。

第4 指定廃棄物処理施設は、指定廃棄物処理施設は、浄化槽メーカーに当該届出書等を交付した上で、当該浄化槽メーカーと連携すること。

(資料の取付)

第4 指定廃棄物処理施設は、取付てきた浄化槽メーカーの作成した資料を、指定出力資料欄に掲げる資料を、当該資料の区分に基づき指定出力資料欄に定められた内容に従い、別欄に定める取付区分とし、指定出力資料に定められた取付区分に基づき取付すること。この場合において、当該資料の区分は、指定出力資料欄に掲げる資料の区分に従い、これに対応する指定出力資料欄に定められた内容で行うものとする。

第5 上の取付を受けられた指定廃棄物処理施設は、当該届出書に係る資料を、指定出力資料欄に掲げる資料を、指定出力資料欄に掲げる資料の区分に基づき、指定出力資料欄に定められた内容に従い、指定出力資料欄に掲げる資料の区分に基づき取付すること。

第6 指定廃棄物処理施設は、指定出力資料欄に掲げる資料のほか、浄化槽管理状況に関する指定廃棄物処理施設電算化業務実施報告書（以下「報告書」という。）及び指定廃棄物処理施設電算化業務実施報告書（以下「報告書」という。）を、指定出力資料欄に掲げる資料の区分に基づき取付すること。

第7 指定廃棄物処理施設は、上の規定にかかわらず、必要に応じて、指定出力資料欄に掲げる資料の区分に基づき取付すること。

(届出の取付)

第8 指定廃棄物処理施設は、指定出力資料欄に掲げる資料により指定出力資料欄に定められた内容に従い、指定出力資料欄に掲げる資料の区分に基づき取付すること。

図-4 群馬県浄化槽設置届等電算化実施要領

また、市町村によっては、県が指定検査機関と台帳整備に関する契約を結ぶに際して、市町村と指定検査機関との間で図-5(前橋市の例)に示す協定があり、委託契約が取り交わされている。

前橋市浄化槽設置届等電算化に関する協定書

前橋市浄化槽設置届等電算化に当たり、前橋市の浄化槽設置届等電算化に付いて、両当事者間とし、経理記入部等指定検査機関等と協定をなして、甲乙間において、協定を訂立する。

(資料の提供)

第1条 この協定は、甲から前橋市に納入する資料を、届出受けるものとする。

(資料の入力)

第2条 この協定は、前条により甲から前橋市に提出した資料に基づき、前橋市に浄化槽マスターを作成し、又は更新し、若しくはこれに追加入力する。

第3条 この協定は、法定検査を実施したときは、浄化槽マスターには該検査結果を入力した上で、当該浄化槽マスターを更新する。

(報告及び保存)

第4条 この協定は、前条で入力した浄化槽マスターの内容に基づき、前橋市の担当官の報告に当り、資料を提出するに甲に報告する。

第5条 前条の報告を受けた甲は、当該報告に係る資料を、1年間保存する。

第6条 この協定は、浄化槽設置届等に対する判定結果等通知又は浄化槽設置届等通知に関する規定に基づき、前橋市に提出するものとする。

第7条 甲は、前条の報告にかかわらず、必要に応じて、前橋市に対して報告を提出することとする。

(費用の負担)

第8条 前条に基づき前橋市にかかる費用については甲の負担とし、甲に請求しない。

(秘密の保持)

第9条 この協定は、前条により提供された資料に基づき得た情報を開示してはならない。

この協定の締結を促すため、本協定書を作成し、甲乙両当事者間で取り交わす。各自その1部を保有する。

項目	入力資料	内容等
①	浄化槽設置届出書	設置事項を入力し、浄化槽マスターを作成する
②	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
③	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
④	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑤	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑥	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑦	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑧	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑨	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑩	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑪	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑫	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑬	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑭	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑮	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑯	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑰	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑱	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑲	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
⑳	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉑	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉒	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉓	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉔	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉕	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉖	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉗	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉘	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉙	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉚	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉛	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉜	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉝	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉞	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㉟	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊱	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊲	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊳	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊴	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊵	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊶	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊷	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊸	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊹	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊺	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊻	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊼	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊽	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊾	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する
㊿	浄化槽設置届出書	浄化槽マスターをデータベースに追加入力する

図-5-1 群馬県浄化槽設置届等電算化協定書

別表2

	出力資料	回数	種類
設置状況関係	1 浄化槽設置数(年度末)	年1回	帳票
	2 処理方式別浄化槽設置基數(新構造基準適用)	年1回	帳票
	3 処理方式別浄化槽設置基數(旧構造基準適用)	年1回	帳票
	4 処理方式別浄化槽設置基數(新構造基準適用)新設	年1回	帳票
	5 処理方式別浄化槽設置基數(旧構造基準適用)新設	年1回	帳票
	6 浄化槽設置手続集計表	年1回	帳票
	7 建築用油汚浄化槽(2.0人以上槽以上)設置基數	年1回	帳票
	8 処理方式別浄化槽設置基數(新構造基準)	年1回	帳票
	9 処理方式別浄化槽設置基數(旧構造基準)	年1回	帳票
	10 処理方式別浄化槽設置基數(新構造基準)新設	年1回	帳票
	11 処理方式別法定検査結果集計表(第7条)	年1回	帳票
	12 処理方式別法定検査結果集計表(第11条)	年1回	帳票
	13 法定検査結果メール一覧集計表	年1回	帳票
	14 法定検査結果保守点検業者別集計表	年1回	帳票
	15 法定検査結果建築用造別処理方式別集計表(第11条)	年1回	帳票
法定検査関係	16 浄化槽設置状況一覧表	月1回	電子データ
	17 浄化槽設置状況一覧表(仕様書)	月1回	電子データ
	18 浄化槽設置状況一覧表(品出書)	月1回	電子データ
	19 浄化槽実況簿一覧表	月1回	電子データ
	20 浄化槽使用停止届・浄化槽設置中止届一覧表	月1回	電子データ
	21 浄化槽設置数年度末集計表	年1回	電子データ
	22 第7条検査実施状況一覧表	月1回	電子データ
	23 第11条検査実施状況一覧表	月1回	電子データ
	24 第7条検査結果一覧表	月1回	電子データ
	25 第11条検査結果一覧表	月1回	電子データ
	26 第7条検査結果書	月1回	電子データ
	27 第11条検査結果書	月1回	電子データ
	28 不適浄化槽一覧表(第7条)	月1回	電子データ
	29 不適浄化槽一覧表(第11条)	月1回	電子データ
	30 特定結果不満足一覧表(第7条)	週1回	電子データ
その他	31 改善報告受理・督促状況	週1回	電子データ
	32 特定結果不満足一覧表(第11条)	週1回	電子データ
	33 改善報告受理・督促状況	週1回	電子データ
その他	34 第7条検査結果書・改善内容チェック用	週1回	電子データ
	35 第11条検査結果書・改善内容チェック用	週1回	電子データ
その他	36 浄化槽数活用一覧表	月1回	帳票

図-5-2 群馬県浄化槽設置届等電算化協定書

この協定に示されるように、データベースには、浄化槽の設置に関する情報が記録されるだけでなく、法定検査に係る情報も併せて記録される。

このようなシステムを県が中心となって構築・活用することで、浄化槽台帳の精度を高く維持することができ、法定検査結果を含めた最新の情報を、県内すべての市町村が適宜目的に応じた様式(必要な情報を使いやすい形式)で利用できるため、浄化槽の整備状況等を容易かつ詳細に把握できるといったメリットがある。

### (3) 浄化槽の普及・単独処理浄化槽の転換に関する取組みについて

#### 1) 群馬県における単独処理浄化槽の転換への支援制度について

合併処理浄化槽の設置・普及を促進するため、昭和 62 年度に国庫補助制度が設けられたことにあわせて、個人が合併処理浄化槽を設置する場合の補助制度を設けた。

平成 21 年度は、厳しい財政状況の中ではあるが、単独処理浄化槽等からの転換を進めるため、県独自の基準額に対し、合併処理浄化槽を新設する場合は補助率 1 / 5、単独処理浄化槽等から転換する場合は補助率 1 / 3 の補助を行っている。

平成 17 年度には、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する市町村に対し、単独処理浄化槽等を適正に撤去又は再利用する場合に、設置費補助額に転換時加算(撤去費等)として基準額 100 千円、補助率 1 / 2 の県独自の加算制度を創設した。

同様に、浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村に対しても、単独処理浄化槽等を処分する費用を市町村が負担する場合、基準額 100 千円、補助率 1 / 2 を補助している。

転換：単独処理浄化槽等を撤去又は再利用し合併処理浄化槽を設置するもの

個人設置型の基準額：5 人槽 279 千円、7 人槽 360 千円、10～50 人槽 477 千円

単独処理浄化槽等：単独処理浄化槽又はくみ取り便所

また、県内では、県内には 36 の市町村があり、浄化槽整備事業を 35 市町村で実施している。このうち、平成 21 年度は個人設置型を 26 市町村が実施中であり、県の転換時加算制度を 9 市町村が活用している。また、市町村によっては、単独処理浄化槽等から転換する場合に、県独自の加算額を超える 300 千円を加算している場合がある。一方、県による転換時加算制度を活用しないで、市町村独自に加算している事例もある。

#### 2) 群馬県における啓発の取組みについて

単独転換のための啓発

群馬県では、住民に対する啓発用パンフレット「浄化槽の使い方」のなかで、単独浄化槽と浄化槽の性能の違いを掲載し、単独転換を促している。図-6 に、その該当部分を示す。

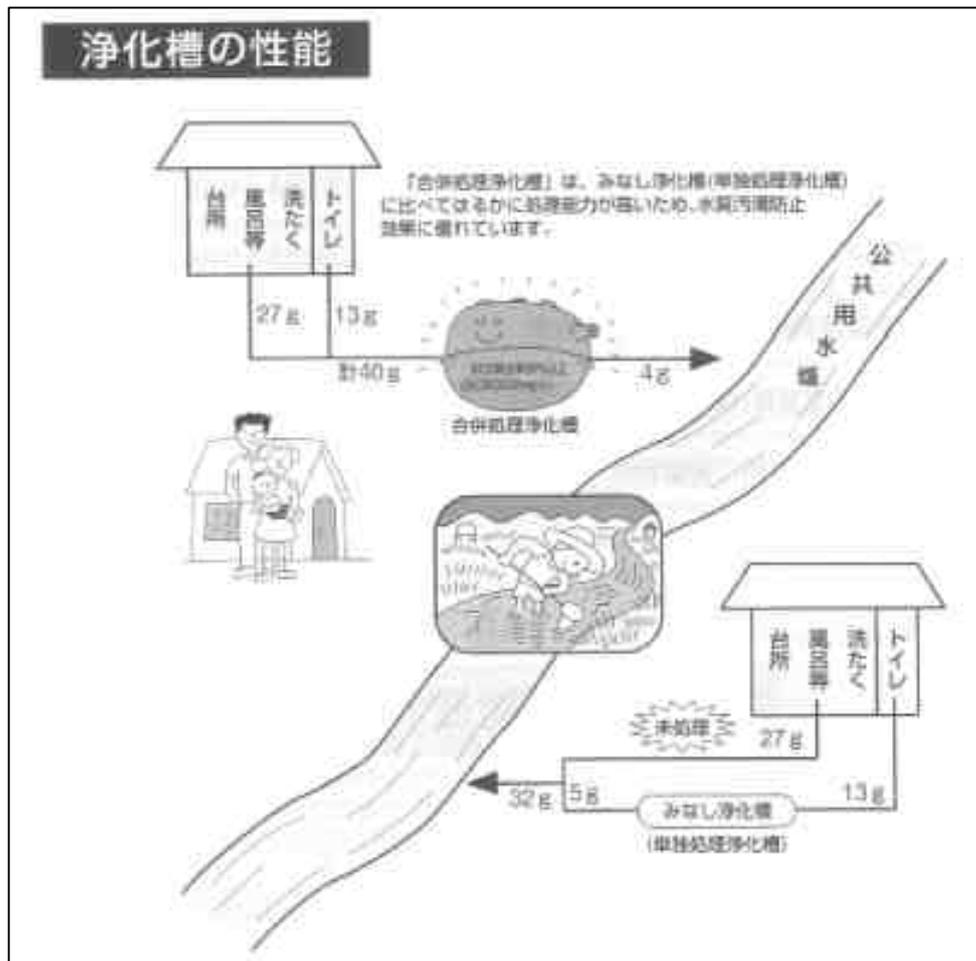


図-6-1 住民向けのパンフレット「浄化槽の使い方」(抜粋)

## 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）から合併処理浄化槽へ

現在、河川や海を汚染している主な原因は、家庭からの生活排水であるといわれています。

特に、トイレの水洗化のために過去に設置された単独処理浄化槽は、トイレの汚水しか処理をしていないため、風呂や洗濯、台所などの排水は未処理のまま公共水域へ放流されており、河川水の汚れの原因になっています。

一方、合併処理浄化槽を使用すると、生活排水のすべてを下水道と同等の処理をすることができ、身近な水環境の改善に大きな効果が期待できます。

群馬県は首都圏の水源地であります。右表に示すとおり汚水処理人口普及率で全国第37位となっており、早急な対策が望まれているところです。

そのためには、下水道や農業集落排水などの集合処理施設の整備を計画的に進めるとともに、現在、群馬県に設置されている浄化槽のうち約75%を占める単独処理浄化槽を早期に合併処理浄化槽へ転換することが必要です。

合併処理浄化槽への転換には、浄化槽管理者（設置者）の方に金銭的負担が生じますが、群馬県内のほとんどの市町村で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助制度があります。

県や市町村では、みなさまの負担の軽減にも努めながら様々な水環境づくりを推進していますので、生活排水対策にご理解とご協力をお願いいたします。

平成19年度末汚水処理人口普及率

順位	都道府県名	汚水処理人口普及率
1	東京都	99.2%
2	兵庫県	97.6%
3	神奈川県	96.9%
4	滋賀県	96.7%
5	大阪府	94.2%
6	東京都	93.1%
7	京都府	93.0%
8	北海道	92.6%
9	富山県	89.8%
10	徳島県	86.7%
11	埼玉県	85.2%
12	石川県	85.0%
13	福井県	85.1%
14	高知県	84.9%
15	福岡県	84.7%
16	山形県	84.0%
17	岐阜県	83.1%
18	奈良県	82.4%
19	愛知県	80.9%
20	千葉県	80.8%
21	広島県	79.2%
22	沖縄県	77.6%
23	新潟県	76.7%
24	山口県	76.4%
25	栃木県	74.7%
26	岡山県	74.7%
27	埼玉県	74.5%
28	熊本県	74.3%
29	宮城県	73.6%
30	三重県	73.3%
31	山梨県	73.2%
32	愛知県	73.1%
33	長野県	70.6%
34	福島県	69.6%
35	静岡県	68.6%
36	香川県	68.6%
37	群馬県	68.5%
38	佐賀県	67.1%
39	青森県	67.0%
40	高知県	66.4%
41	愛媛県	65.0%
42	鹿児島県	64.7%
43	大分県	63.4%
44	香川県	63.0%
45	高知県	61.8%
46	和歌山県	46.4%
47	徳島県	42.6%
	全国平均	83.7%

全国平均

図-6-2 住民向けのパンフレット「浄化槽の使い方」(抜粋)

### 合併処理浄化槽の管理者に対する啓発

浄化槽の保守点検、清掃及び検査が適正に行なわれることを目的として、「群馬県浄化槽保守点検等実施要領」の別紙1において、「浄化槽保守点検・清掃委託等契約書」が示されている。その中で、以下のとおり、個人情報を含む情報提供の同意に関する事項を盛り込むことにより、法定検査の検査結果が検査機関から県及び市町村に提供されるようにしている。

（個人情報は第三者へ開示）  
 本県は、浄化槽の保守点検、清掃及び検査が適正に行なわれることを目的として、「浄化槽保守点検・清掃委託等契約書」が示されている。その中で、以下のとおり、個人情報を含む情報提供の同意に関する事項を盛り込むことにより、法定検査の検査結果が検査機関から県及び市町村に提供されるようにしている。

また、浄化槽指導要綱には、浄化槽管理者の義務として「浄化槽教室の受講」を義務付けている。

- ② 浄化槽管理者の義務
- 1) 保守点検及び修繕の委託
 

浄化槽管理者は、設置する浄化槽設備を委託する場合は国土交通省土壌浄化法又は浄化槽の整備を受けた浄化槽修繕点検業者に、当該浄化槽の修理を委託する場合は、当該国土交通省の許可を受けた浄化槽修繕業者に委託するものとする。
  - 2) 取組
  - 3) 検査結果の報告
 

浄化槽管理者は、前項第1号の規定に基づき知事の検査を受けた者（以下「指定検査機関」という。）が、浄化槽の設置後の水質検査及び第1号の規定検査（以下「自主検査」という。）の結果を、浄化槽が設置された区域を所管する環境森林事務所（環境森林センターが所管する区域においては環境森林センターを、以下単に「環境森林事務所」という。）に報告することと協力するものとする。
  - 4) 施設及び設備の維持
 

浄化槽管理者は、前項第1号の規定の設備の維持管理を本条の規定上実施するものとする。
  - 5) 浄化槽教室の受講
 

新たに浄化槽管理者となった者は、浄化槽の適正な管理を促すための浄化槽教室（環境森林事務所及び（社）群馬県浄化槽協会が開催する、浄化槽の構造、維持管理、法令等についての講習をいふ。）を受講するものとする。

浄化槽教室では、ビデオや図-7 に示すパンフレットを使いながら浄化槽の構造、維持管理及び法令等について説明が行われている。



# 浄化槽を正しく維持管理して、 きれいな河川環境を守りましょう。

一般家庭等から排出される生活排水を処理できる施設の一つである浄化槽は、私たちのきれいな河川環境を守るために、下水道や農業集落排水処理施設とならんで、なくてはならないものです。

浄化槽を使っている方（浄化槽管理者）は、浄化槽法に基づき「保守点検」（法に定める回数）、「清掃」（年に1回）、及び「法定検査」（毎年受検）の維持管理を行うことを義務づけられています。



**群馬県 環境森林部 廃棄物政策課**

財団法人 群馬県環境検査事業団

社団法人 群馬県浄化槽協会

社団法人 群馬県環境保全協会

社団法人 群馬県計量協会環境分科会



図-7-1 パンフレット

# 浄化槽を使用する上で 行っていただくこと。

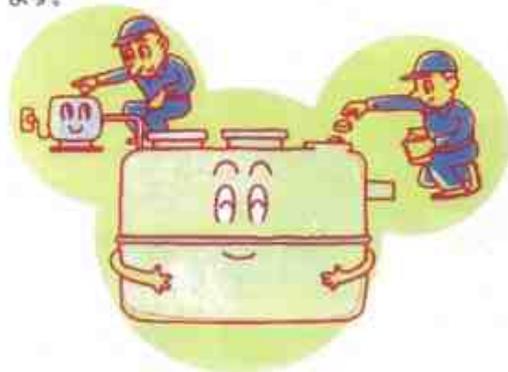
- 1 保守点検
- 2 清掃
- 3 浄化槽法第7条検査
- 4 浄化槽法第11条検査



浄化槽法とは……「浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与すること」を目的に昭和58年に制定された法律です。なお、平成13年4月1日より、浄化槽を設置する場合には、原則として合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

## 1 保守点検とは？

定期的に機器の点検・調整・補修や消毒剤の補給等を行います。人でいえば、日常の健康管理に当たります。正しく管理するためには、群馬県に登録されている保守点検業者に委託する必要があります。



## 2 清掃とは？

排水には水だけでなく滓（かす）が含まれています。浄化槽の中ではそれらは流れ出さないよう止め置かれますが、ある程度経ったところで汲み出さないと溢れてしまいますので、定期的に清掃する必要があります。清掃には、溜まった滓（かす）を汲み出す他に浄化槽内部等に設置されている機器や槽本体をきれいに掃除することや水張りも含まれています。これらを責任もって確実に行うためには、市町村長の許可した清掃業者に委託する必要があります。

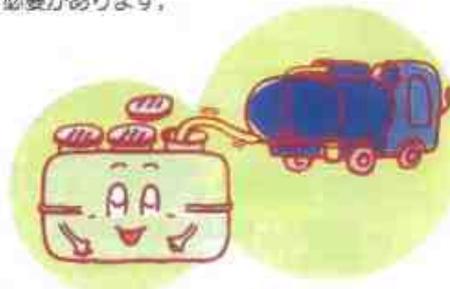
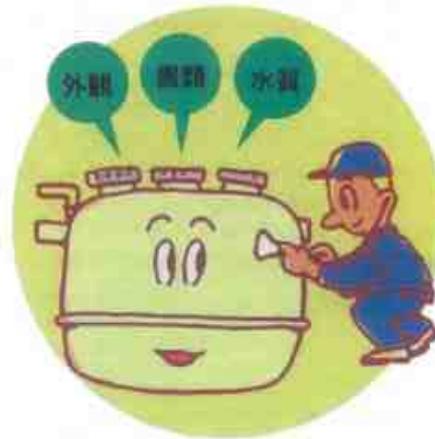


図-7-2 パンフレット

## 法定検査には次の2つがあります。

浄化槽が正しく施工され適正に維持管理されているかどうかを客観的に確認するために、保守点検・清掃とは別に毎年1回、県が指定する検査機関による検査を受検することが法律で義務付けられています。

法定検査には、法第7条に基づく検査と第11条に基づく検査があり、外観検査・水質検査・書類検査の3つを行います。



### 3 浄化槽法第7条検査

(主に設置状況を見る検査)

設置後、浄化槽が正常に機能し始めた頃に実施し、所期の性能が発揮されているかどうかを確認するために行う検査です。

検査方法	人数	5~10	11~20	21~50	51~200	201~500	501以上
単独処理		9,500円	11,500円	15,000円	20,000円	25,000円	
合併処理		9,500円	11,500円	15,000円	23,000円	30,000円	36,000円

### 4 浄化槽法第11条検査

(主に使用・管理状況を見る検査)

毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかどうかを確認するための検査です。

50人槽以下の浄化槽については、次ページに説明のある効率化検査を受けていただきます。

51人槽以上の浄化槽は、従来からの11条検査を受けていただくことになります。

なお、受検の手続きは県に登録された保守点検業者に委託することができますので、お早めに受検手続きをされるようお願いいたします。

改定料金

人 槽	11条検査手数料	
	合併処理	単独処理
5~50人槽	5,000円	5,000円
51~200人槽	16,000円	14,000円
201~500人槽	28,000円	23,000円
501人槽以上	36,000円	36,000円

家庭内の生活排水がきれいに浄化されているか検査をします。

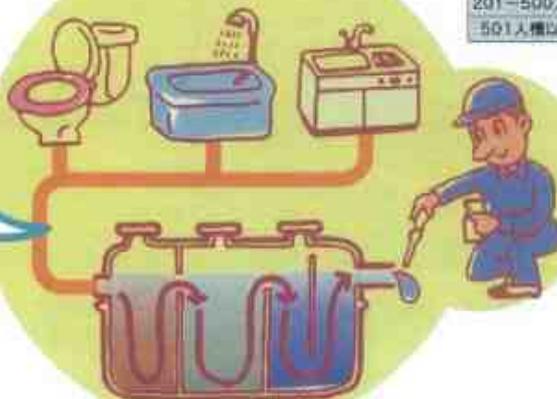


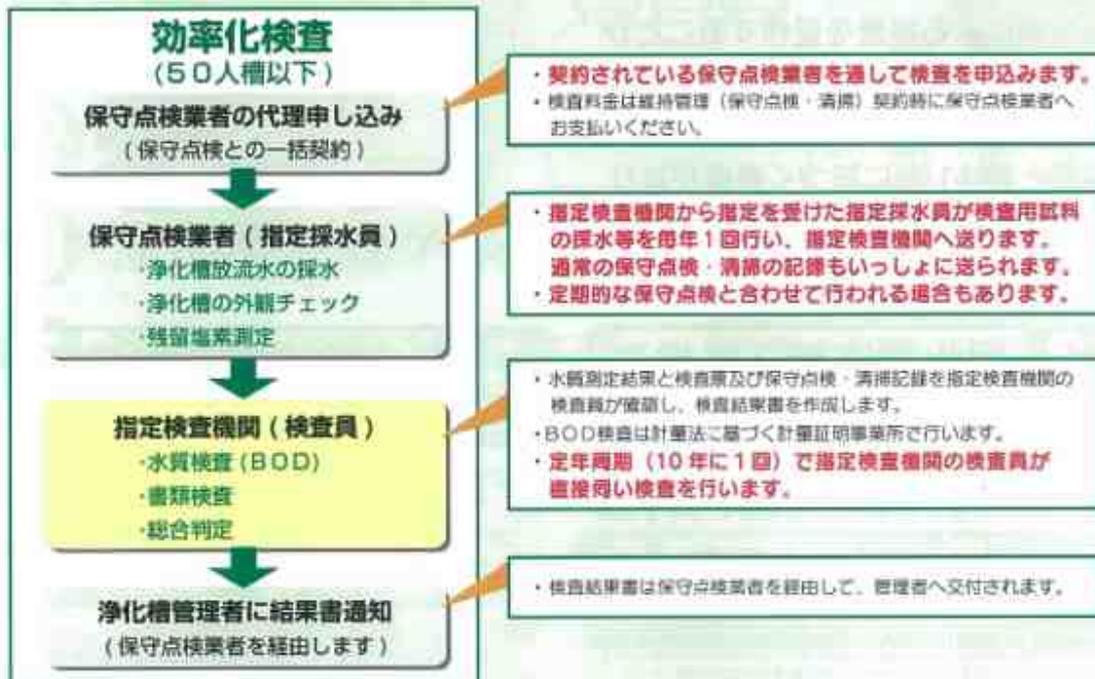
図-7-3 パンフレット

## 50人槽以下の浄化槽の法定検査(11条検査)<sup>1)</sup>に効率化検査が導入されています。

### ●効率化検査の実施方法について

効率化検査は、現地検査とBOD<sup>2)</sup>検査用の放流水採取を、指定検査機関から指定された指定採水員<sup>3)</sup>が行い、書類検査と総合判定は指定検査機関の検査員が行う方式です。

この検査の対象は50人槽以下の浄化槽です。



### ●効率化検査の料金 (なお、保守点検料金及び清掃料金は別途必要です。)

**5,000円** (一基当たり・非課税) (平成17年4月1日改正)

註1 浄化槽法第11条…浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

註2 BOD(生物化学的酸素要求量)…水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。数値が高くなるほど有機物が多く、汚れが大きいことを示す。

註3 指定採水員…県の指導のもとに県指定講習会実施機関が実施する指定採水員指定講習会を受講した浄化槽管理士で、県に登録された浄化槽保守点検業者に所属する者。

浄化槽についてのお問い合わせはご契約の業者、または下記へお問い合わせ下さい。

#### 群馬県 環境森林部 廃棄物政策課

〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1  
TEL.027-226-2853 FAX.027-223-7292

○指定検査機関

#### (財)群馬県環境検査事業団

〒371-0026 前橋市大手町3丁目9番16号  
TEL.027-237-5111 FAX.027-237-5259

371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県庁 環境森林部

産業廃棄物係  
太田環境センター  
森林環境センター

図-7-4 パンフレット

維持管理業者による手続き代行等について（一括契約）

専門知識を持たない浄化槽管理者にとって、保守点検、清掃、法定検査の依頼手続、清掃方法の指示等は、煩雑かつ困難であるため、適正に実施されない可能性が高い。そのため、群馬県では、「群馬県浄化槽保守点検等実施要領」第2の1において、浄化槽管理者が、浄化槽の保守点検及び清掃業務を委託契約する場合、原則として浄化槽保守点検・清掃委託等契約書(別紙1)により行うこととしている。

この契約書を取り交わすことにより、浄化槽保守点検業者が浄化槽管理者に代わって、保守点検、清掃及び法定検査に必要な事務手続や必要な指示を代行して行えるようにしている。図-8 に別紙1(抜粋)を示す。

別紙1 抜粋	<p>浄化槽保守点検・清掃委託等契約書</p> <p>浄化槽管理業者（以下「甲」という。）と                  浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）と                  浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）と結、</p> <p>甲の浄化槽の保守点検、清掃及び検査について次の事項により契約を締結し、これを誠実に履行するものとする。</p> <p>【契約の目的範囲】</p> <p>第1条 この契約により、乙が保守点検を、丙が清掃を行う浄化槽は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>一 浄化槽の設置場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 浄化槽の型式</td> <td>単独・合置</td> <td>方式・メーカー名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三 浄化槽の規模</td> <td>人槽</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四 所在地等</td> <td>群馬県</td> <td>群馬県以下・郡町村</td> <td>町</td> </tr> </table> <p>（契約内容及び用語）</p> <p>第2条 乙は、甲に対し次の作業及び検査並びに事務の代行を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 浄化槽及び附属施設等並びに附属設備の保守点検業者の依頼に関する手続を適正に保守点検作業を行う。</li> <li>二 浄化槽の適正な使用方法を指導する。</li> <li>三 浄化槽の使用開始後発生した異常事態を速急に報告する。</li> <li>四 浄化槽設備の劣化に起因する設備更新の必要有無の判断時期に達したときは、調査めもり込みを行う。</li> <li>五 浄化槽設備の1条に規定する定期検査の申し込みを行う。</li> <li>六 浄化槽の清掃作業について、甲に対して必要な指示を行う。</li> <li>七 保守点検作業は、毎月1回以上1回とし、甲の浄化槽管理士を派遣して行う。ただし、附属施設等の構造から、管理士の安全を欠くことがある。</li> </ol> <p>浄化槽管理士</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">浄化槽管理士委託の会社名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	一 浄化槽の設置場所				二 浄化槽の型式	単独・合置	方式・メーカー名		三 浄化槽の規模	人槽			四 所在地等	群馬県	群馬県以下・郡町村	町	氏名		浄化槽管理士委託の会社名		住所			
一 浄化槽の設置場所																									
二 浄化槽の型式	単独・合置	方式・メーカー名																							
三 浄化槽の規模	人槽																								
四 所在地等	群馬県	群馬県以下・郡町村	町																						
氏名		浄化槽管理士委託の会社名																							
住所																									

図-8 別紙1 抜粋

以上のような合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進に関する施策により、住民の合併処理浄化槽に対する信頼が向上したことに加え、未だ単独処理浄化槽を設置している住民に転換を促す契機にもなっている。また、平成 20 年度の法定検査の受験率は、7 条検査が 100% であり、11 条検査は合併処理が 68.8%(単独処理も含めると 57.8%)となっている。

#### (4) まとめ

群馬県では、単独処理浄化槽の転換の支援策、浄化槽管理者への啓発、維持管理業者による手続き代行等による支援策といった取組を推進してきているが、これらの浄化槽の普及・単独処理浄化槽の転換の取組を効果的に推進するために、基礎となる体系的な台帳整備に係者と連携して取り組んでいる事例といえる。

#### ( 参考 ) 群馬県汚水処理計画の見直しについて

群馬県汚水処理計画(平成 20 年度改訂)「ぐんま、水よみがえれ構想」の見直しについて

##### 見直しの趣旨

「群馬県汚水処理計画」(いわゆる都道府県構想)は、様々な汚水処理事業を効率的に配置し、生活環境の改善(便所の水洗化など)を図るとともに、県民にとって最良の水環境を取り戻すこと、利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指す事を目的としている。

本計画は、県内における各汚水処理事業の整合を図り、中期・長期の汚水処理状況を把握するとともに事業量等の算出を行い、今後の汚水処理事業の見込みを各市町村及び県民に周知するためにとりまとめたものである。

今回の見直しは、平成 16 年度の改訂から 5 年程度経過し、また平成 15 年度から始まった「平成の市町村合併」や、平成 17 年に始まった「人口減少」等、社会情勢が大きく変化してきているため、各種事業を計画的かつ円滑に進捗させるために再度改訂したものである。

##### ( 1 ) 見直し計画策定の基本方針

- 1) 各市町村の意見を尊重し、市町村計画の積み上げを基本とした。
- 2) 市町村計画の見直しに際しては、県目標値(汚水処理計画:平成 29 年 = 90%)に達するように検討を行った。
- 3) 人口減少に向かう社会情勢等を考慮しつつ、市街地に回帰する将来人口を計画に反映したり、市町村合併などを踏まえた効率的・効果的な事業間の配分などについて検討を行った。
- 4) 浄化槽については、市町村設置型または個人設置型の区分を明確にした。
- 5) 県及び市町村の将来人口は「群馬県都市計画区域基本フレーム調査(平成 20 年 3 月)」との整合を図った。

6) 目標年度は平成 19 年度末を現況の基準年とし、事業の実施状況を確認する「実施計画」を平成 22 年度末、中期的な目標を平成 27 年度末、最終目標年は群馬県都市計画マスタープランとの整合を図り平成 37 年度末とした。また「はばたけ群馬・県土整備プラン」では平成 29 年度末を目標年度としているので、同年度末での普及状況についても検討している。

見直しの内容(市町村集計)

(1) 人口変化及び市町村数の変化

表-1 人口及び市町村数の変化

項目	期別(平成)計画	期別(平成)計画	増減	
群馬県標準都市圏 の全県行旅人口 及び群馬市町村数	最終目標年度	平成27年	平成27年 <sup>1)</sup>	—
	人口(万人)	208.9	194.5	-24.4
	市町村数	32(111市町村) <sup>2)</sup>	33(100市町村)	-3

注1) 群馬県標準都市圏(平成17年度群馬県都市計画マスタープラン)は、県土整備プラン(平成29年度)との整合を図り、平成27年度目標値とする。

注2) 国土交通省は平成20年度標準都市圏調査より、100市町村。

(2) 集合処理区数・集合処理人口及び浄化槽人口

表-2 集合処理区数・集合処理人口及び浄化槽人口

項目	期別(平成)計画	期別(平成)計画	増減	
集合処理区数と 集合処理及び 浄化槽人口	最終目標年度	平成27年	平成27年	—
	集合処理区数	238	221	-27
	集合処理人口(万人)	163.4	164.2	+2.2
	浄化槽人口(万人)	14.6	20.3	+4.3

(3) 汚水処理人口普及率

① 現状(平成19)

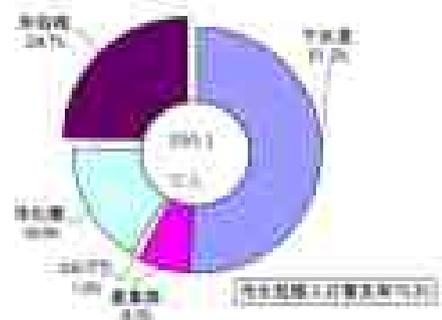


図 9(1) 汚水処理人口普及率

②日24での比較

前倒 (H24) 推定

今回 (H24) 推定



③中期計画 (日27) の見込み

今回 (H24) 推定



④長期計画 (汚水処理人口普及率 100%) の想定シェア

前倒 (H30) 推定

今回 (H24) 推定

長期計画は、参考の

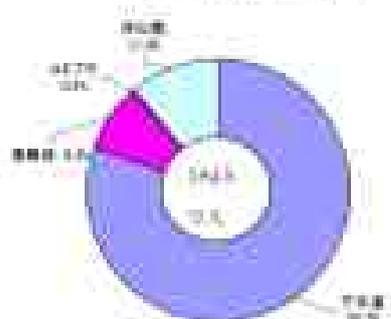


図 9(2) 汚水処理人口普及率

(4) 事業毎の人口密度

表-3 事業毎の人口密度

区分	実施計画 (H22)	実施計画 (H27)	中期計画 (H27)	長期計画 (最終形)
全域下水道	21.8	21.0	20.7	20.7
事務公共	市部	25.7	25.2	25.0
	町部	13.5	12.0	13.2
	村部	15.0	15.4	16.1
ゴミプラ	10.0	10.0	10.0	10.0

実施計画とは、現在実施中事業の平成 22 年度末での汚水処理の形を表している。

中期計画とは、現在実施中事業の平成 27 年度末での汚水処理の形を表している。

長期計画とは、県民全員が適正な汚水処理手法を選定した最終形を参考に表している。

概算事業費

事業費の実績値や費用関数から、汚水処理計画にかかる概算事業費を算出し、その結果、平成 20～平成 27 (中期計画) までで約 1,840 億円、総額では約 7,980 億円と算定された。

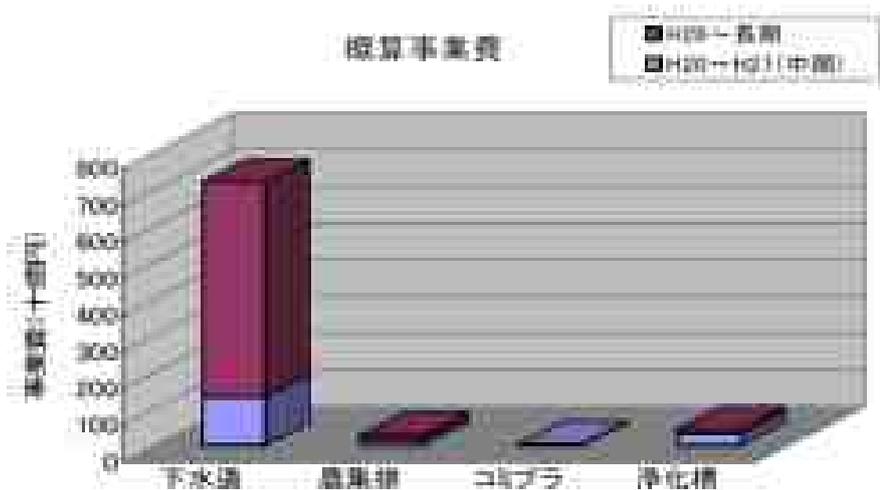


図-10 概算事業費

平成 28 年度～長期における事業費については、管渠整備費は残面積を ha 当たり単価で除算した金額と、処理場増設概算額を積み上げたものを合計した。

汚濁負荷量の検討

(1) 全県での環境中への排出負荷量

各計画段階での排出負荷量について各事業種別の整備人口より算定した。

排出負荷量としては、平成 19 年度を 100% とすると、実施計画レベルで約 86%、中期計画レベルで約 67%、長期計画 (最終形) で約 18% になると想定される。

汚濁負荷量としては、未処理の占める割合が現況では大きいですが、下水道等の普及により未処理の汚濁負荷量の大部分を減らすことが可能となる。



図-11 BOD 汚濁負荷量

(2) 河川への排出負荷量(昭和30年代との比較)

下水道等の整備により、河川へ流出する負荷量は着実に削減されており、平成22年度(実施計画)段階では県内38市町村中26市町村で、昭和30年代の排出負荷量のレベルまで削減され、群馬県全県で見ても昭和30年代のレベルまで削減されている。

平成27年度(中期計画)段階では県内29市町村で昭和30年代の排出負荷量レベルまで削減され、最終形(長期計画)では下水道の高度処理と合わせて排出負荷量はさらに削減される。

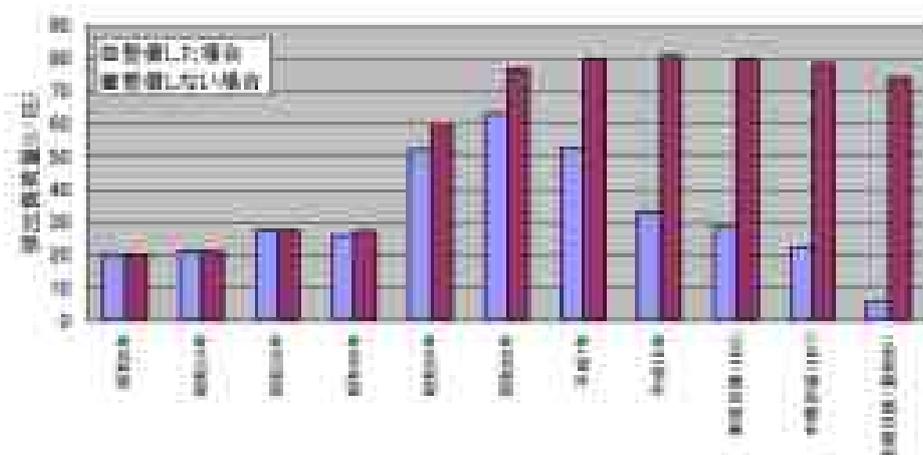


図-12 市町村ごとの昭和30年代の負荷量水準への達成段階



図-13 市町村ごとの昭和 30 年代の負荷量水準への達成計画

## 見直しの結果

### (1) 計画見直しのメリット

#### 1) 効率的な整備が期待できる

市町村合併による行政区域再編を反映し、将来人口や整備状況について実態とかけ離れた現計画を見直して、今後の人口減少や、地域の特性を考慮した汚水処理施設の配置とした。これにより、処理施設の効果的な整備（適切な人口配分により整備予定区域の重点化が可能となるなど）が期待できる。

また、特に整備要望が高い区域には早期の水質改善のために浄化槽を設置するなど、より効率的な整備計画を策定した。

#### 2) 経済性に優れた整備が期待できる

汚水処理施設の特徴を踏まえた上で、事業間の連携や最新の経済性データに基づき、最適な整備手法を検討した。

#### 3) 住民の意見の反映や役割分担の明確化が図れる

市町村から寄せられた住民の意向を踏まえ、意見を反映した整備計画を策定した。

#### 4) 効率的な維持管理が期待できる

将来の維持管理を見通した汚水処理施設整備計画見直しにより、住民負担の軽減など

効果的手法が選択できた。

5) 水環境改善へ貢献できる

水源県である本県での重要な役割である水環境の改善について、より実地的な計画に基づき積極的に寄与できる。

(2) 計画見直しのデメリット

1) 定期的な計画の見直しに係る事務の効率化、積極的なPRが必要である。

人口の推移や分布の動向、事業の進捗状況、計画と実状との乖離の状況に注意する必要がある、定期的な計画チェックや見直しが必要である。担当部局においては、こうした事務作業が発生する。

特に、所轄官庁が異なる事業を同時に展開する場合には、作業の複雑化が懸念される。これらに対応するため、事務作業の効率化が求められる。

また、見直しを行った内容についても、県民に周知する必要があり、これに関する作業が別途追加される。

今後の計画見直し等について

今後も概ね5年毎に定期的な見直しを実施し、集合処理区域の削減または拡大を検討して、限られた予算の中での効率的・効果的な整備を進める。

下水道全体計画区域内における事業認可区域外の地区については、当面の措置として浄化槽による整備が行われるが、認可区域内に取り込まれた場合の取扱いについては、今後県内市町村と連携して弾力的に対応されるよう定める。

汚水処理人口普及率の早期向上(ステップアッププランによる普及率の早期向上)

群馬県が定めた「はばたけ群馬・県土整備プラン」では、平成29年度末の「汚水処理人口普及率90%」を目標とし、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽を効率的・効果的に組み合わせて生活環境の改善を目指している。

今回の汚水処理計画見直しでは、県内市町村において現状制度及び財政的制約の中での整備計画を取りまとめたが、平成27年度末で83.7%であり、同年までの整備スピードを維持しても平成29年度末に90%への到達は困難と思われる。

このため、市町村が実施する各事業の推進について、効果的・効率的な手法に対しては群馬県が支援することとした。これにより、汚水処理人口普及率90%の達成に寄与できるものと考えられる。

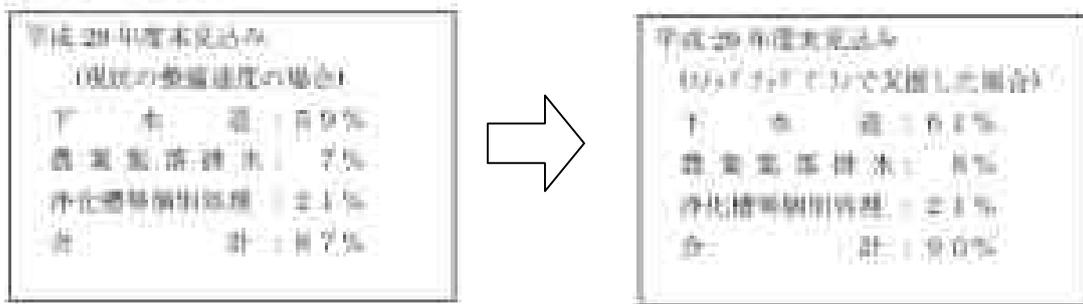


図-14 ステップアッププランで支援した場合の平成 29 年度末の汚水処理人口普及率の見込み

### ステップアッププランにおける支援策

平成 21 年度～平成 25 年度までの集中支援の手法

- 1) 公共下水道【新規：単独管渠整備促進費補助】(単独管渠費の 3%)  
汚水処理計画を上まわる事業を行う市町村を支援
- 2) 農業集落排水施設【施設整備費の補助】  
市町村への補助率の拡大 1.8% 5%
- 3) 浄化槽【合併浄化槽の設置、単独浄化槽の転換(撤去)への補助】  
補助率の拡大 1/5 1/3

## ヒアリング調査事例 2

### 市が主導して関係団体等と協力体制をとり、 浄化槽整備・転換促進を実施している事例（富士市）

富士市における単独処理浄化槽の転換と浄化槽台帳の整備による保守点検精度の向上

#### 1．富士市の概要

富士市は昭和 41 年 11 月、吉原市・富士市・鷹岡町の二市一町が合併し、平成 20 年 11 月、日本三大急流の一つである富士川を挟んで位置する富士川町と合併、平成 20 年度末人口が 261、519 入の中核都市である。

また、静岡県下のほぼ中央に位置する本市(図-1)は、東京-名古屋-大阪、三大都市圏を結ぶ重要な東西交通路上に位置し、北に霊峰富士を仰ぎ、南に駿河湾を臨み、豊かな地下水を利用して古くから紙のまちとして発展しており、輸送機械、化学・薬品工業、金属製品等の企業が立地する県内有数の工業都市となっている。

(富士市 HP:[www.city.fuji.shnizuaka.jp/](http://www.city.fuji.shnizuaka.jp/))



図-1 富士市の位置

#### 2．生活排水処理の現状

富士市における下水道事業は、昭和 33 年 9 月に事業着手された。平成 20 年度末の下水道普及率は 68.2%、汚水処理人口普及率は 77.2%に達している。しかし、今後も地域の河川など公共用水域の水質を早期に改善するため、市では持続的な生活排水処理対策の推進に関する課題について検討していた。

また、下水道整備の中心が市街地から郊外へ移ることによる整備効率の低下や、経済活動

の低迷による市財政の悪化、少子高齢社会の急速な進行といった社会情勢の変化などにより、下水道整備のあり方についても見直しが必要となった。さらに、郊外に居住する市民からは、生活排水処理施設の早期整備に関する要望が多数寄せられるなど、生活排水処理の適正化が急務となっていた。

このような背景から、富士市では、生活排水処理ビジョンを平成 18 年度から検討し、平成 19 年度に生活排水処理業務を一元化した。平成 19 から検討をはじめ、21 年度に生活排水処理長期計画を策定し、下水道中心の生活排水処理を「早く、安く、効率的に」進めるため、下水道区域と浄化槽区域の再検討を行うとともに、浄化槽の設置促進策などをまとめ、平成 22 年度から実施することになった。

この計画では、生活排水処理の適正化を図るため、浄化槽への転換促進と適正な維持管理の推進という 2 つの施策を大きな柱としている。

#### (1) 浄化槽転換

まず、汲み取りや単独処理浄化槽から浄化槽への転換を飛躍的に促進するため、下水道整備計画区域外を浄化槽区域と定めた。この区域における汲み取りや単独処理浄化槽から浄化槽への転換に対し、市費を上乗せし、市町村設置型並みの補助金を交付することにした。

#### (2) 適正維持管理の推進(放流水質の向上)

また、放流水質の向上を目的とし、転換後の適正な維持管理、保守点検・清掃をより一層徹底させるため、浄化槽法第 11 条検査(以下、11 条検査)において適正と判定された一般住宅の浄化槽に対し、市費単独で維持管理補助金を交付している。

#### (3) その他生活排水処理の適正化

生活排水処理の適正化の観点から、浄化槽設置費補助対象区域を「下水道整備が 7 年以内に早期整備できない区域」に拡大し、市費単独で設置費用を補助することとした。加えて、適正な維持管理に対する補助金は、下水道供用開始 1 年後までを期限として交付することとしている。その一方、供用開始された下水道への速やかな転換も促している。

このように、平成 22 年度から浄化槽区域を中心に、下水道整備区域内においても生活排水処理の適正化を効率的に図る計画となっている。

### 3 . 浄化槽台帳の整備

富士市は、生活排水処理計画を着実に実行していくためにも、浄化槽台帳の果たす役割は非常に大きいと位置付けている。これは、生活排水処理の適正化に向け、環境負荷を軽減する施策の効率的な実施、ならびにその進捗状況の把握のためには、浄化槽台帳の整備がなくては分析・検証できないものと考えられるからである。

どの地区にみなし浄化槽・汲み取り世帯が多いのか、保守点検契約を結んでいて必要な時

期に清掃しているか、あるいは 11 条検査を実施しているか等について把握することにより、みなし浄化槽や汲み取りの利用世帯に対して転換を促し、適正な維持管理の徹底を図り、そしてそれをチェックするための 11 条検査の受検率を高めることになる。

11 条検査については、検査結果報告書の不適事項の改善を徹底すれば、浄化槽の間接的管理につながるとともに、維持管理情報を更新し、浄化槽台帳の信頼性を高めるためにも有効な情報源となる。

### 3.1 台帳の充実化

#### (1) 台帳の整備開始

浄化槽台帳の本格的な整備は、平成 17 年度から始まっている。

維持管理状況を把握するための入力項目の検討を始め、保守点検業者名、清掃実施日など、適宜必要な入力項目を追加している。また、地番情報を細分化するなど、将来全庁型マッピングシステムにも対応できるよう配慮されている。

平成 17 年度 4 月時点の浄化槽台帳はデータベースソフト「ACCESS」で作成され、入力項目は現在の 54 の半分以下の 20 項目程度であった(図-2)。

図-2 平成 21 年度現在の浄化槽台帳入力項目

当時はまず、建築確認、設置届や使用開始報告書など台帳の基礎となる設置情報を基に入力していた。途中、苦情処理や適正な維持管理に関する指導の機会があれば、備考欄に追加入力した。そして、廃止届が提出された時、台帳の最終作業となるデータ削除という一連の流れとなっている(図-3)。浄化槽台帳の管理については、これらの作業を担当職員 1 名で行っていた。

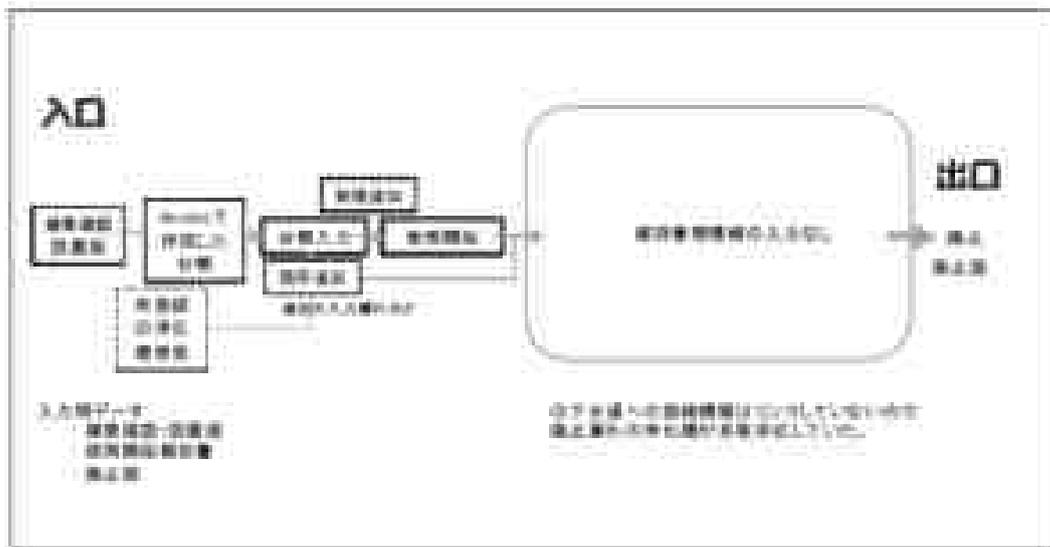


図-3 平成 17 年度当時の浄化槽台帳入力イメージ

(2) 台帳の見直し

その後見直しを行い、台帳への入力項目が追加された。まず、適正な維持管理のスタートである保守点検を行っている業者の項目が追加された。さらに、指定検査機関からの法定検査結果報告書の情報を台帳に反映させるため、検査対象となる浄化槽それぞれに付番してある施設コード(生科検コード)を追加し、保守点検業者、清掃業者、清掃実施日の入力を行うようにしている(図-4)。

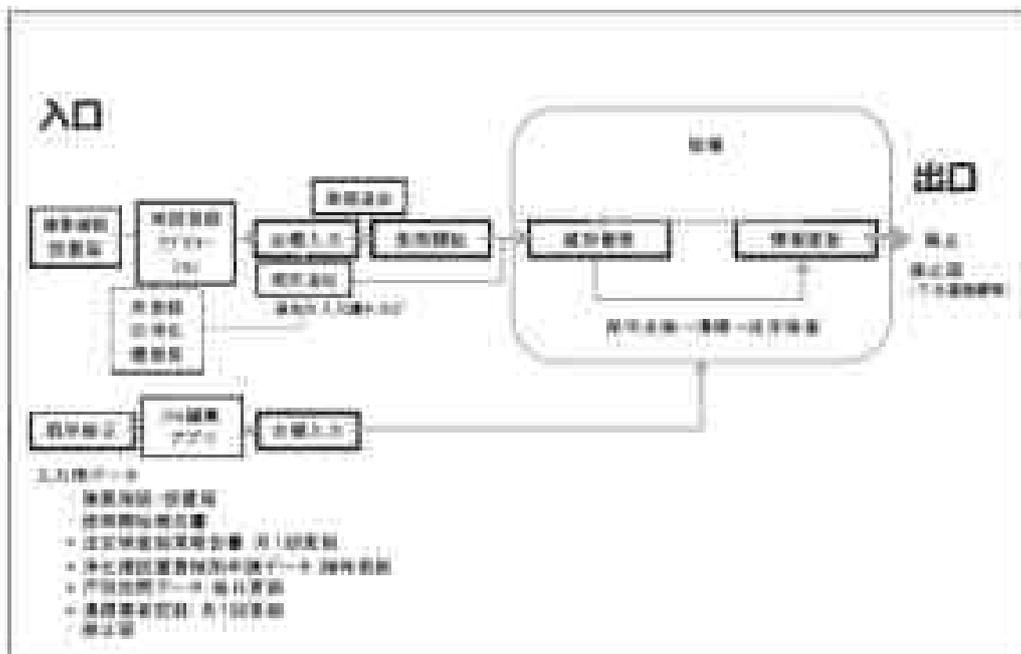


図-4 現在の浄化槽の入力イメージ

### (3) 下水道部局との統合と浄化槽担当の充実

平成 19 年度の生活排水処理業務の一元化により、浄化槽に関する業務が環境部より下水道部(現在の上下水道部)に移された。同時に、浄化槽届出業務や維持管理に関する指導業務が県から権限移譲された。これを機に浄化槽担当職員は浄化槽管理士の資格を有する正規職員 2 名、適正維持管理指導員(臨時職員)1 名となり、浄化槽への転換促進、適正な維持管理の推進を実行できる環境が段階的に整備され、台帳への入力作業が効率的に行えるようになった。

翌平成 20 年度から、浄化槽台帳は GIS(地理情報システム)により構築された下水道総合管理システム上に置かれ、情報を共有することになった(図-5)。既存のデータベースソフトで管理している際に地番情報などを細分化しておいたため、GIS にも十分対応できた。

これにより、下水道情報を確認しながらの台帳入力が可能となったため、下水道接続=浄化槽廃止という、信頼性の高い廃止情報を台帳に反映できるようになり、浄化槽設置基数の精査が進んだ。

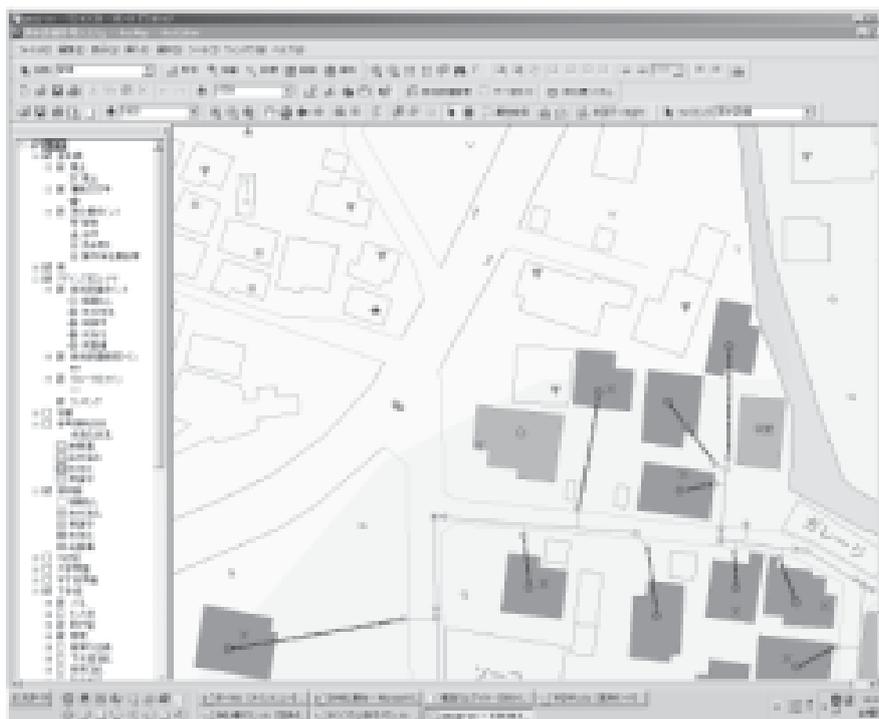


図-5 下水道総合管理システムに情報を共有

市の浄化槽担当職員については、同年度に適正維持管理指導員が 2 名に増員された。さらに、同年度 11 月の富士川町合併を機に正規職員が 1 名増員され、3 名の浄化槽管理士を有する正規職員と適正維持管理指導員 2 名の体制となった。これにより、戸別訪問による積極的な維持管理指導を実施し、そこで得た情報を浄化槽台帳に反映できるようになった(図-6)。

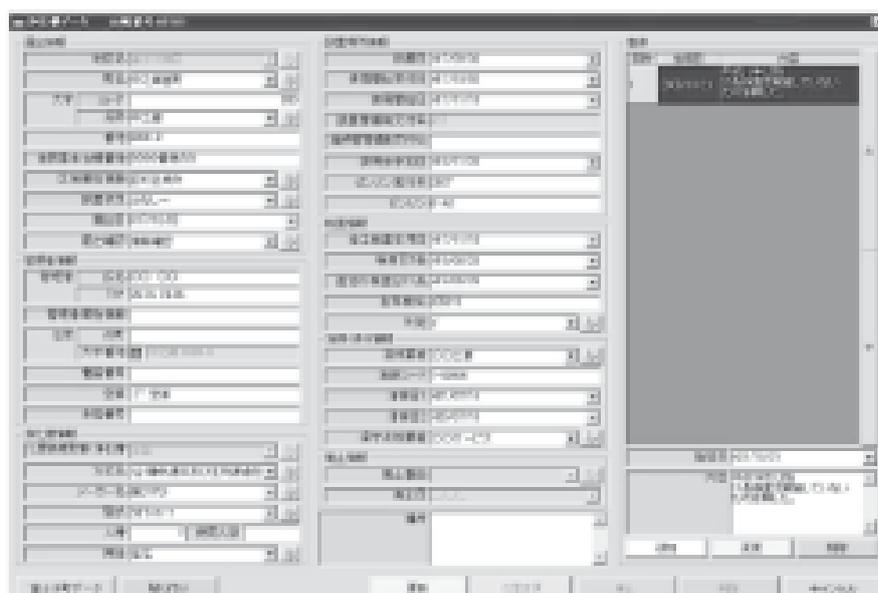


図-6 浄化槽データ

現在、法定検査結果報告書の情報は、指定検査機関が付番している施設コード(生科検コード)を基に検査結果報告書の内容から必要な項目を自動入力できるシステムをつくり、情報更新作業が速やかに行える入力環境になっている。

下水道総合管理システム及び浄化槽台帳整備に要した費用は 53,935 千円であった。

### 3.2 し尿処理形態の把握 ~もう1つの浄化槽台帳=生活排水処理台帳~

富士市における"し尿処理形態"を分類すると、集合処理は下水道・コミプラ、個別処理は浄化槽とみなし浄化槽、そして汲み取りがある。そのため、浄化槽への転換を効率的に図るためには、"し尿処理形態"を把握・分析できる生活排水処理台帳を整備する必要があるとし、平成 20 年度末よりこれに関する作業を開始している。

現在の浄化槽台帳システムに、住民基本台帳のデータが反映されれば、GIS 上で世帯ごとの"し尿処理形態"の把握が可能になるが、膨大な費用と時間を要するため現実的ではない。しかし、このままでは、浄化槽管理者の情報が古くなることによって、その信頼性が低下し、精査すべき情報量が増えていくことにつながる。これに対処するため、現在の情報資産を生かし、できるだけ早く"し尿処理形態"を把握・分析する方法が模索されていた。

一方、以前から下水道普及率などの整備状況の指標を算出するために利用されていた住民基本台帳データは、住所・世帯人口・地区コード・町名コードなどから構成されている。これに"し尿処理形態"、すなわち下水道・浄化槽・コミプラ・みなし浄化槽・汲み取りの分類データを反映させれば、下水道に関する指標だけでなく、汚水処理に係るデータが一元管理でき、さらに必要に応じて住所地番情報付加すれば、効率的に多種多様な分析ができると考えられた。これに基づき、図-7 に示す入力作業が進められている。



図-7 生活排水処理台帳のイメージ

"し尿処理形態"の把握方法は、以下の通りである。

まず、使用料金データ・排水設備データなどから、下水道使用世帯を決定する。

残った世帯から情報が新しく信頼性の高い浄化槽世帯を決定する。

続いて、"し尿処理形態"で最も少ない汲み取り世帯の状況について浄化槽衛生指導員を通して収集した情報に基づき確定する。

～ に該当せず、最後に残った世帯がみなし浄化槽世帯と分類する。

上記のように、信頼性の高い情報から確定し、住民基本台帳の住所地番に対する属性データとして"し尿処理形態"を関連付けている。

生活排水処理台帳のフレームが決まった後は、最新の情報を反映させ、台帳を精査するための更新作業が検討され、入力作業が継続して行われている。下水道については、接続の完成検査を済ませた後、"し尿処理形態"情報を下水道に変更する。浄化槽については、主に設置費補助金完了報告書の提出された際、"し尿処理形態"情報を浄化槽に切り替えている。

また、月に一度住民基本台帳データを更新し、生活排水処理台帳を常に最新の状態に保ち、汚水処理人口を"し尿処理形態"別、地区別、町内別など体系的に分析できる環境になっている(図-8)。

平成27年度  
平成27年11月15日時点

区分	世帯数	人口	戸数
小計	261,693人	104,977戸	
戸別浄化槽	129,718人	52,067戸	
共同浄化槽	162,975人	62,910戸	
共同浄化槽	2,792人	718戸	
共同浄化槽	26,339人	8,936戸	
共同浄化槽	23,302人	7,239戸	
共同浄化槽	2,997人	1,219戸	
共同浄化槽	36,037人	20,697戸	
共同浄化槽	4,627人	2,232戸	
共同浄化槽	8,813人	3,451戸	
共同浄化槽	8,813人	3,451戸	
共同浄化槽	261,693人	104,977戸	

図-8 水洗化状況及びし尿処理形態分析表

### 3.3 関係団体の協力による台帳の整備・更新と住民に対する啓発・苦情の対応

富士市における浄化槽台帳及び生活排水処理台帳の整備は、(社)静岡県浄化槽協会をはじめとする関係団体の協力により、短期間で行うことが可能であった。

(社)静岡県浄化槽協会から委嘱された浄化槽衛生指導員との打合せ会を毎月開催して情報交換を図り、浄化槽の適正な維持管理を図るための協力体制を築いている。また、富士市の浄化槽衛生指導員は浄化槽清掃業許可業者の職員に委嘱されており、日常の苦情対応の際には、速やかに直近の維持管理状況と最新情報の確認ができるようになっている。さらに、維持管理情報などについては、(社)静岡県浄化槽協会をはじめとする関係団体は、浄化槽・みなし浄化槽に関して最も信頼性が高く、新しい情報を有しているため、浄化槽台帳及び生活排水処理台帳を精査している現在でも、これら関係団体の協力を得て行うようにしている。

法定検査の指定検査機関である(財)静岡県生活科学検査センターにおいても、法定検査結果報告書を電子データでも提供してもらうことで、効率的な最新情報の反映に寄与している。受検率が向上すれば、浄化槽台帳の情報の精度が高まると考えられ、市と同検査センタ

ーは互いにメリットを共有できる関係にある。今後は、平成 22 年度から実施する維持管理補助金（図-12・13 参照）に向けたさらなる協力体制の構築により、11 条検査受検率の飛躍的な向上を目指している。

### 3.4 その他の住民に対する啓発活動

上記関係団体の協力により、住民に対する浄化槽または単独処理浄化槽の転換に関する幾つかの啓発活動が行われている。このなかで、浄化槽の設置者に対して、指定検査機関により図-9 のパンフレットを用いて浄化槽の維持管理(検査を含む)についての「設置者説明会」が行われている。

上記の説明会では、「使用開始報告書(図-10)」、「検査契約書(図-11)」及び保守点検業者などについても説明され、保守点検、清掃の適正な実施や検査の受験が推進されるよう啓発している。

この他、富士市では、依前として汲み取りあるいは単独処理浄化槽によりし尿を処理している住民に対し、以下のような浄化槽設置の啓発及び補助制度に関する説明を行っている。

回覧板(図-12)による啓発と補助制度の説明に加え、自治会単位での住民説明会を開催している。ここでは、図-13 及び図-14 の富士市が作成したパンフレットをはじめ、環境省や日本環境整備教育センターが作成したパンフレットなどが用いられている。

平成 21 年 12 月から個別訪問による啓発活動及び「市広報」・「FM 富士」で新補助制度に関する告知を行っている。

# 浄化槽法定検査のお知らせ

～浄化槽を正しく使うために～



静岡県知事指定検査機関 **静岡県生活科学検査センター**

図-9-1 指定検査機関のパンフレット

## 浄化槽とは

浄化槽とは、生活排水等とトイレ排水・雨水との混合汚濁水を浄化処理する装置を指し、通常下水道に排水する汚濁物質を削減を行います（浄化槽法）  
 通常、1戸の汚水を処理する目的で複数台が連結して設置し、浄化槽（浄化槽）は、汚水の一部を貯留して調整する仕組みで浄化処理を行います。

## 浄化槽を使用するときは

排水処理施設としての浄化槽がより適切にその機能を果たすためには、

**■浄化槽の設置場所**（浄化槽法）  
 設置場所及び設置に当たっては、専門知識を有する者による設計し、設計書を作成する必要がある。

**■浄化槽の構造**（浄化槽法）  
 汚水処理の許可を受けた浄化槽製造業者に依頼して、同一設計図に基づいて製造されることにより、製造業者が責任を負うこととなる。

**■浄化槽の設置工事**（浄化槽法）  
 設置工事等の設計を有する唯一の検査機関である「国土技術政策総合研究所」に依頼して同一設計書を作成する。

## 法定検査とは

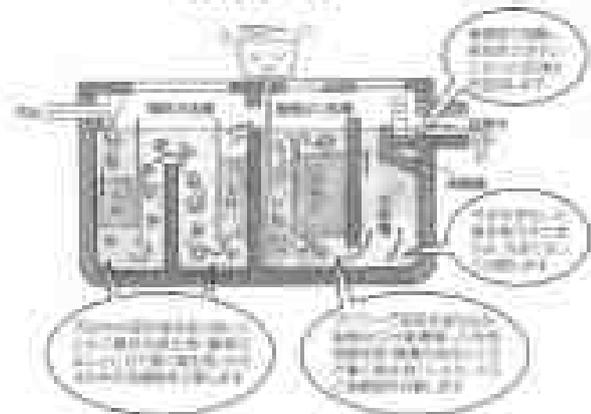
### ■国土技術政策総合研究所（アネックス）（国土技術政策総合研究所）

浄化槽の構造等に関する設計書の作成に当たって、所定の検査機関を有する事業者に対し、設計書の審査を中心として実施する。

### ■国土技術政策総合研究所（アネックス）検査1部

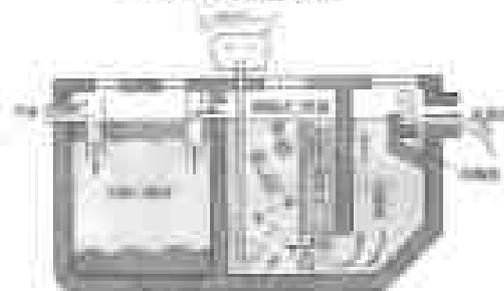
浄化槽の構造等に関する設計書により汚濁物質削減が確保されているか等の確認し、設計書の審査及び検査を中心として実施する。

## 浄化槽の例



二段式浄化槽の例

## みなし浄化槽の例



みなし浄化槽の例



## 検査の内容について

### ■国土技術政策総合研究所

1. 設計書の審査
2. 設計書の審査
3. 設計書の審査
4. 設計書の審査
5. 設計書の審査
6. 設計書の審査
7. 設計書の審査

### ■国土技術政策総合研究所

1. 構造設計書の審査
2. 設計書の審査
3. 設計書の審査
4. 設計書の審査
5. 設計書の審査
6. 設計書の審査
7. 設計書の審査

### ■国土技術政策総合研究所

1. 設計書の審査
2. 設計書の審査

図-9-2 指定検査機関のパフレット





## 浄化槽使用開始報告書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所（法人にあっては、その所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します。

設置場所		
設置の届出の年月日	年 月 日	設置届出 建築確認
浄化槽の規模	人槽	
使用開始年月日	年 月 日	
技術管理者の氏名		
浄化槽保守点検業者 の営業所の所在地 及び名称		静岡県浄化槽保守点検 業者登録条例登録番号  第 号
備 考		

（注）該当する不動文字を○で囲むこと。

図-10 使用開始報告書

## 契 約 書

伊化機構（昭和39年法律第43号）第11条に基づき伊化機構の本館に関する権利（以下「権利」として、\_\_\_\_\_《以下「甲」という。》と題して法人協賛者協賛料センター理事長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約する。

（協賛権利）

第1条 甲は、富士道\_\_\_\_\_に設置されている伊化機構1階の本館に関する権利（以下「協賛権利」として、\_\_\_\_\_《以下「甲」という。》と題して法人協賛者協賛料センター理事長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約する。

（協賛期間）

第2条 協賛権利の協賛期間は、伊化機構が協賛料を受け始めた日から起算して1年間とする。

（協賛料）

第3条 協賛権利の協賛料（以下「協賛料」という。）は、下表のとおりとする。

伊化機構の協賛料	協賛料	協賛料	協賛料	協賛料	協賛料
協賛料	協賛料	協賛料	協賛料	協賛料	協賛料

（協賛料の戻付）

第4条 乙は、協賛権利を第三者に轉授してはならない。

（署名）

第5条 乙は、協賛権利を放棄した場合には、甲に協賛料を支払うとともに、協賛料を伊化機構に返付するものとする。

第6条 乙は、伊化機構が協賛料を支払った場合には、必要な事項を伊化機構に報告するものとする。

（協賛料の請求及び支払）

第7条 乙は、全ての協賛権利を完了し、甲の承認を受けた際には、甲に協賛料を請求するものとする。

第8条 伊化機構は、協賛料を支払うものとする。ただし、協賛料を伊化機構に返付するものとする。

第9条 協賛料の請求は、協賛料の請求書に基づき、協賛料を支払った日から起算して30日以内に行われなければならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次に該当するときは、この契約を解除することができる。

乙がその前に協賛料を支払ったことにより、この契約に違反したとき。

（協賛料の戻付）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（署名の義務）

第12条 この契約の締結及び履行に際し必要な書類は、乙の負担とする。

（協議）

第13条 この契約に定める事項について協議が生じた場合又は、この契約の定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（契約の更新）

第14条 本契約の更新については、甲・乙のいずれか一方が契約期間満了の1ヶ月前までに文書による協賛料の承認書がない限り1年延長されるものとし、延長も同様とする。

（協賛料の返付）

第15条 乙は、協賛権利を放棄した場合には、甲に協賛料を支払うとともに、協賛料を伊化機構に返付するものとする。

この契約の成立を証するため本書を1通作成し、甲・乙署名押印のうえ甲が原本を、乙が副本（複写）を保有する。

甲 成 年 月 日

協賛者（甲） 伊化機構  
代表者 協賛料  
協賛料

協賛者（乙） 伊化機構理事長  
伊化機構理事長  
伊化機構理事長

図-11 協賛契約書

## 回 覧

# 富士市浄化槽補助金制度について

## 平成22年4月1日から

- ★浄化槽設置費補助対象区域を拡大します。
- ★浄化槽設置費補助金額が変わります。
- ★浄化槽維持管理費補助が創設されます。

### 1. 浄化槽設置費補助金制度が変わります

#### 浄化槽設置費補助制度の対象地域で

- ①下水道法に基づき富士下水道認可区域以外の地域（伊豆半島下水道整備部の整備区域を除く）
- ②旧下水道法認可区域内であって下水道の整備が完了していない区域（変わります）

#### 補助対象となる浄化槽を設置する

1. 1戸と兼用を併せて設置し、20㎡未満の専任または兼用人員より人員が1人の浄化槽。

#### 専用住宅の方針

専用住宅におけるお風呂の併設する建築物は同一階層の2分の1以上を専任の用に供する建築物に浄化槽を設置する方。

#### 浄化槽設置費補助金をもらえます

浄化槽の人数（人数）、補助対象地域の区分などにより補助金額が違い、富士市下水道法第13条（経過）第3号（経過）までが同一世帯の範囲になります。

また、建築計画を問わず、既設の床み取り又はみだし浄化槽（単気流浄化槽）を撤去し、新たに浄化槽を設置する場合には異なる上乗せ補助金が対象となる地域があります。

#### 補助金額の一例

旧下水道法認可区域外であって下水道の整備が完了していない区域の補助金額

- 建築面積120㎡以下の場合 浄化槽 5人槽 332,000円
- 建築面積120㎡を超える場合 浄化槽 7人槽 414,000円
- 二世帯住宅（給排水設備が2か所以上） 浄化槽 8人槽 348,000円

※20㎡未満の専任または兼用、兼用人員が1人以上20㎡以下の場合は、以下の補助金を得る浄化槽

（浄化槽維持管理費補助金制度については、裏面をご覧ください）

図-12-1 住民向け回覧

## 2. 浄化槽維持管理費補助金制度が創設されます

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理しています。微生物が活動しやすい環境に保つことが大切です。そのためには、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。適正な維持管理をしている浄化槽に対して支援していきます。

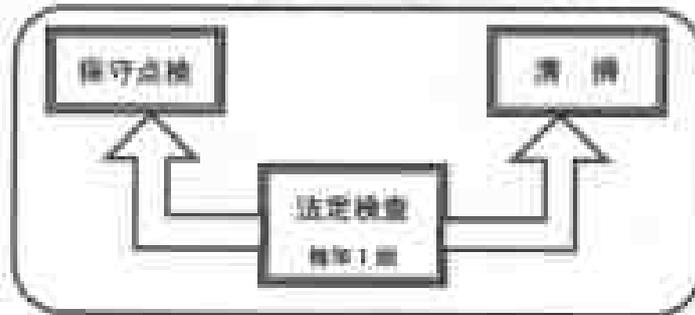
### 維持管理費補助制度の対象地域の方へ

下水道処理すべき区域となっており、3年以上経過した区域を除く市内全域

### 補給対象となる浄化槽を適正に管理している方へ

上記の補給費を併せて処理し、国の補助基準を満たす処理容量人員10人以上以下の浄化槽において、更に一軒家庭に設置された浄化槽で維持管理が適正に行われているもの、市税を滞納していないもの。

- ▶ 清掃
  - ・成長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。
- ▶ 保守点検（年3回以上）
  - ・資格を受けた業者等に依頼してください。
- ▶ 法定検査（定期検査・11番検査）
  - ・検査の結果、不適合の判定で無いもの又は改善が済んだもの。
  - ・付録法人 静岡県衛生科学検査センターへ依頼してください。



### 浄化槽維持管理費補助金ももらえます

毎年1回、申請により適正と認められたものに対して1年、10,000円の補助金を交付します。

問い合わせ  
 国土省下水道局補助課 生活排水課  
 電 話 03-5456-3333  
 FAX 03-5456-2000  
 E-mail: gwd@ndv.go.jp, hsd@ndv.go.jp

図-12-2 住民向け回覧



## 2. 浄化槽維持管理費補助金制度について

～平成22年4月1日からスタート～

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理しています。  
微生物が活動しやすい環境に保つことが大切です。  
そのためには、浄化槽まで定められた分厚い砂、汚泥、浮遊物を排除することが必要です。  
適正な維持管理を実施している浄化槽に対して補助金を交付します。

### 1. 維持管理費補助金を受けられる対象

下水道局管内で設置されたから、10年未満の設置年数の浄化槽。

### 2. 補助対象となる浄化槽

- ① 1層と2層の構造を有し、1層の構造を有する浄化槽より高圧洗浄の機能、または一部層に加圧ポンプを備える。
- ② 浄化槽の清掃、砂の排出、汚泥の排出を行う、汚物を排除する機能。

### 3. 条件

① 国の指定を受けた浄化槽清掃業者であること。

### 4. 交付金額(浄化槽1基)

浄化槽1基に1万円を上限として交付。

### 5. 申込書(1基1枚)

詳細は、環境衛生科浄化センター(電話 0545-2-0000)へ連絡してください。



### 3. 維持管理費補助金の額

毎年1回、申請により補助金を交付するとして10,000円の補助金を交付する。

4年連続申請が認められる(1基1枚)を付けた旨を、11月締めの結果報告書と一緒に「環境衛生科浄化センター」から補助金申請書が郵送されます。なお、申請結果が下水道局の認定、申請書類が送達された後、補助金は交付されます。

【問合せ先】 富士市下水道局 生活課水処理  
電話：0545-55-2302 FAX：0545-53-0602  
E-mail：gmuir@city.fuji.shizuoka.jp

図-13-2 富士市の補助制度のパフレット

## 浄化槽とは

浄化槽とは、微生物の働きにより汚水を浄化し、きれいな水にして放流する装置で、トイレの排水と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）を合わせて処理する装置のことです。

## 浄化槽のしくみ

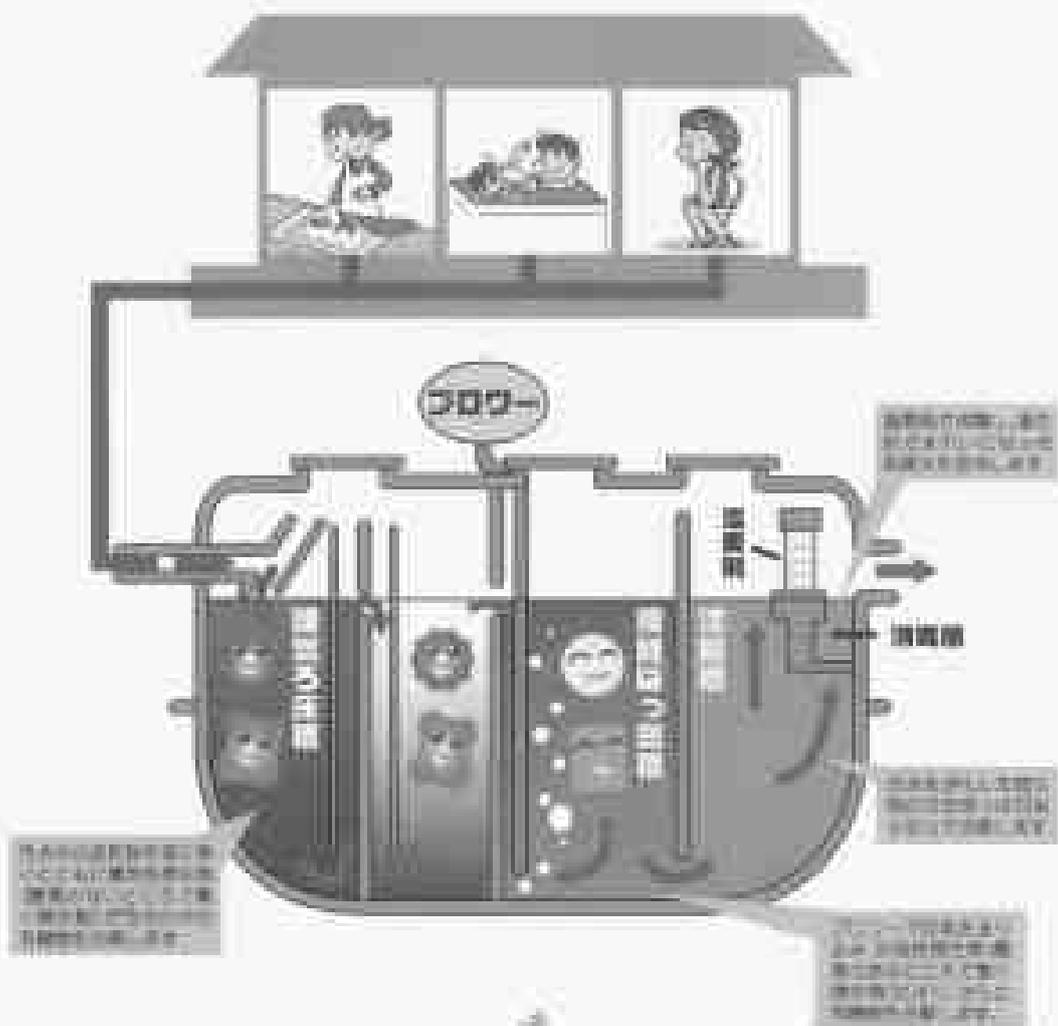


図-14-1 富士市の浄化槽啓発用パンフレット

## 浄化槽は正しく使いましょう!!

- トイレペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器のそうじには専用洗剤以外は使わないようにしてください。
- 浄化槽本体の上には物を置かないようにしましょう。
- プロパナーの電源は絶対に切らないでください。
- 放流水や臭いに異常がありましたら専門の業者に連絡をしてください。

✕ トイレに流してはいけない物      ✕ 台所に流してはいけない物



## 浄化槽の設置から適正な維持管理までの流れ

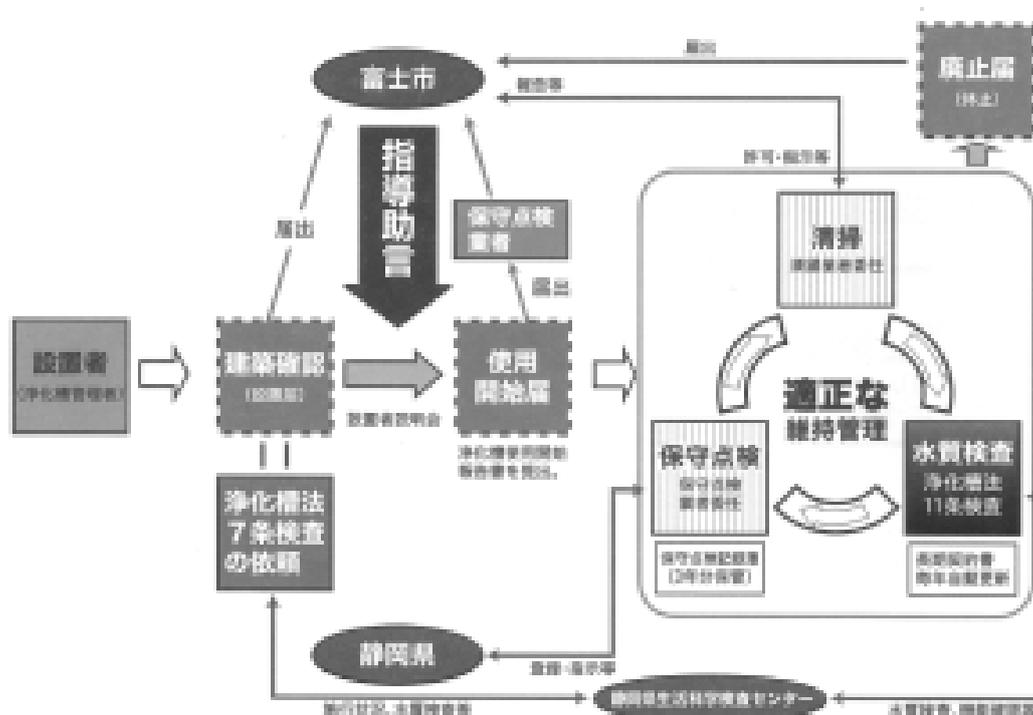


図-14-2 富士市の浄化槽啓発用パンフレット

## 浄化槽を守るために

### ● 保守点検を定期的に行いましょう

浄化槽の運転状況の点検や点検後の調整、各部のほこり、汚濁等の補充を行うことで、正常な運転を維持することができます。

### ● 清掃を定期的に行いましょう

浄化槽にたまった汚泥やスラムなどをバキューム車でもと取り、浄化槽の効を確保する作業です。

### ● 法定検査を受けましょう

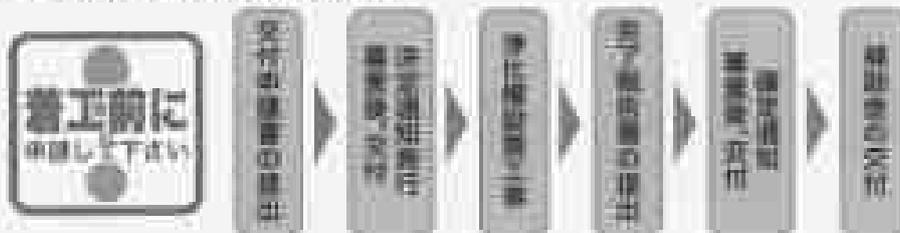
保守点検・清掃など適正な管理運営により浄化槽の正常な運転が確保されているかを確認する年に1回の法定検査です。

## 合併浄化槽の設置には補助金が出ます！

### ● 補助金交付の対象は？

① 県下全域及び政令指定都市は下水道整備推進法が適用で建設されるいかに浄化槽を設置しようとする人です。ただし、専断排水、汚濁は全量もろ過が前提を目的とした併用缶での併用です。

### ● 交付申請の手続きは？



※浄化槽に関する相談は、お問い合わせ

富士市上下水道部 下水道総務課 生活排水担当（市民生活課）

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話：0545-55-2202（直） F A X：0546-63-0902

E-mail: [gesud@city.fujishizuoka.jp](mailto:gesud@city.fujishizuoka.jp)

【平成21年最新】

図-14-3 富士市の浄化槽啓発用パンフレット

### 3.5 その他の啓発

富士市における浄化槽に関する施策の周知を徹底するため、浄化槽協会、建築士会、指定検査機関の総会に市職員が出席し、浄化槽の補助制度等について説明している。

### 3.6 まとめ

生活排水処理長期計画を来年度から実施していく上で、浄化槽台帳及び生活排水処理台帳は、今後も重要な情報資産と考えられる。これらは、計画の進捗状況の分析に資するとともに、浄化槽への転換、適正な維持管理の推進など計画が達成された場合の評価の基盤になり、計画が達成されない場合の要因を検証するためのデータにもなる。

今後も富士市では担当職員の異動など体制が変化しても、変わらず更新作業ができるよう台帳のあり方について研究検討が継続される計画である。

## 4. 浄化槽台帳の課題

生活排水処理の中心が下水道である他の市町村においても、浄化槽台帳は基本的には下水道を所管する部局で整備することが望まれる。

その場合の課題を列記する。

- ・生活排水処理に関する業務を一元化した体制づくり。
- ・下水道担当部局とリンクした台帳精査の方法の検討。
- ・信頼性の高い情報(法定検査結果など)を正確に、早く、継続的に取り込む手法の確立。  
また、これに向けた関係団体との協力体制の確立。
- ・浄化槽台帳を整備するための予算(財源)の確保。

また、これらの課題を踏まえ、建築確認などで申請された浄化槽が、設置され使用されているかを確実に把握するためにも、浄化槽の届出業務を所管する官庁にあって使用開始報告書の提出徹底が求められる。さらに、届出書類が確実に提出され浄化槽台帳が信頼性の高い情報となるような制度整備や財政面も含めた環境整備が求められる(例えば、関係団体との情報交換などができる連携体制作り、整備マニュアル作りなどの市町村への国や県からの台帳整備への支援)。

### ヒアリング調査事例3

## 単独転換が効率的に進められている事例（鹿児島市）

### 鹿児島市における単独転換

#### 1. 鹿児島市の概要

鹿児島市は、九州の南端鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、北は蒲生町、西は日置市、南は指宿市などと接している。市街地は、鹿児島湾に流入している甲突川など7つの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔100mから300mの丘陵地帯（シラス台地）となっている。平成元年には市制施行100周年を迎え、平成8年4月1日には中核市に指定され、平成16年11月1日には吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町と合併し、人口605,817人(平成22年2月1日現在)の政治・経済・社会・文化等高次な都市機能が集積した南九州の中核都市として発展している。

#### 2. 生活排水処理

##### (1) 処理施設別汚水処理人口

浄化槽をはじめ公共下水道等による処理施設別汚水処理人口は以下の表-1に示すとおりである。

表-1 処理施設別汚水処理人口

〔平成22年1月1日〕

処理施設別	処理人口(人)	処理割合(%)
浄化槽	単独処理浄化槽	7.68
	合併処理浄化槽	68.37
公共下水道	487,999	79.84
コミュニティ・プラント	783	0.13
し尿くみ取り	39,000	6.50
合 計	605,817	100.00

鹿児島市では、公共用水域の水質保全の観点から、浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理を図るため、浄化槽の設置、工事、維持管理(保守点検・清掃)及び水質等の検査が適正に行われるよう指導されている。

とくに、生活雑排水の適正な処理を図るため、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換えを、補助事業を活用するなどして積極的に推進している。

鹿児島市においては、平成16年11月1日に5町(吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町)と合併し、浄化槽設置申請件数は、合併前と比較して約2倍以上、補助事業の件数も大幅に増加し続けており、平成19年度における補助基数は過去最高となっている。

また、平成20年1月1日から新築住宅等への補助は廃止したが、新たに汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする際に20万円上乗せ補助を実施したことにより、これまで

転換のすすまなかった汲み取りからの設置換えの申請が急増しており、これにより、同市における生活排水処理率の向上に一層のはずみがついた。生活排水処理率の経年変化を以下の表-2 に示す。

表-2 生活排水処理率

(処理人口比：%)

生活排水処理施設	平成17年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度
公共下水道	83.7	72.7	77.3	88.8	76.8
合併処理浄化槽	1.8	1.8	3.4	6.0	11.0
コミュニティプラント	-	-	-	-	0.1
生活排水処理率	85.5	74.5	80.7	94.8	87.9

## (2) 浄化槽に係わる業務

現在、浄化槽に係わる業務は主に環境部環境指導課浄化槽設備係（職員7名）が行っている。浄化槽に係わる業務のうち、浄化槽設備係では以下の項目を行っている。

- 1) 浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関すること
- 2) 浄化槽設置届出書、補助申請等の審査及び受理に関すること
- 3) 浄化槽の管理に係る指導監督に関すること
- 4) 浄化槽の検査(鹿児島市では法定検査に加え、市による現地確認と現地検査を実施)に関すること
- 5) 浄化槽関係団体等の指導に関すること
- 6) 公衆便所の設置及び管理(他の所掌に属するものを除く)に関すること

上記2)、3)、4)の業務を一括して行うことにより、浄化槽の新規設置、変更及び廃止に関する情報と維持管理に関する情報が把握できるようになっており、平成9年度から情報の電子化によるシステムが構築され、精度の高い浄化槽台帳が効率的に運用されている。

また、昭和46年から地道に資料収集を行い、現在では浄化槽行政に必要な関係法令や実施要領及び提出書類等を網羅するデータバンクが構築されている。これらの内容は「浄化槽の手引き 平成20年度版」としてまとめられ、関係する業者等に配布されている。

以下に(参考)「浄化槽の手引き 平成20年度版」の概容を示す。

- ・ 鹿児島市浄化槽指導要綱
  - 第 1 章 総則(第 1 条一第 3 条)
  - 第 2 章 設置基準等(第 4 条一第 10 条)
  - 第 3 章 設計基準(第 11 条一第 16 条)
  - 第 4 章 構造・工事基準(第 17 条一第 19 条)
  - 第 5 章 維持管理基準(第 20 条一第 25 条)
  - 付則
- ・ 浄化槽法関係法令等
  - 浄化槽法
  - 浄化槽法の施行について(通知 )
  - 浄化槽法の施行について(通知 )
  - 浄化槽法の一部を改正する法律について(通知)
  - 浄化槽法の改正に伴う当面の留意事項について(通知)
  - 浄化槽法の一部を改正する法律の施行について(通知)
- ・ 設置に関する法令等
  - 鹿児島市浄化槽法施行細則
  - いわゆる「放流同意問題」について(通知)
  - 小型合併処理浄化槽設置整備事業と用水路への放流同意の取扱いについて(通知)
  - 浄化槽の設置等の届出の際の放流同意について(通知)
  - 単独処理浄化槽の設置の原則禁止について(事務連絡)
  - 単独処理浄化槽の違法設置に対する確認及び指導の強化について(技術的助言)
- ・ 設計・構造に関する法令等
  - 建築基準法(抄)
  - 建築基準法施行令(抄)
  - 浄化槽の処理対象人員算定の留意事項
  - 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)
  - 「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」における建築用途の類似例一覧表
  - 「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」の「算定単位当たりの汚水量及び BOD 参考値」「処理対象人員 1 人当たりの汚水量及び BOD 量参考値」一覧表
  - 尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準に関する質問と回答
- ・ 工事に関する法令等
  - 鹿児島市浄化槽指定工事写真取扱要領
  - 浄化槽法の施行及び運用について(通達)
  - 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置などの届出に関する省令(抄)
  - 合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について(通知)
- ・ 保守点検・清掃・法定検査に関する法令等

鹿児島市浄化槽法施行細則(抄)  
鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例  
鹿児島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則  
鹿児島市浄化槽法定検査等に関する指導要領  
鹿児島市手数料条例(抄)  
環境省関係浄化槽法施行規則(抄)  
環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(通知)  
浄化槽法の運用に伴う留意事項について(通知)  
浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法  
その他必要な事項について(通知)

・ 補助事業に関する法令等

鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱  
鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱の運用について(内規)  
鹿児島市補助金交付対象浄化槽登録基準  
浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱  
合併処理浄化槽設置整備事業の推進について(通知)  
合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について(通知 )  
合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について(通知 )  
小型合併処理浄化槽の機能保障制度について(通知)

・ 設置等に関する様式

浄化槽設置届出書  
浄化槽変更届出書  
浄化槽設置に関する事前協議書  
事前協議事項変更届出書  
浄化槽設置届出書記載事項変更届出書  
浄化槽管理者届出書  
浄化槽の清掃に関する誓約書  
承諾書(私設側溝等)  
承諾書(共有側溝等)  
民事に関する誓約書  
既設浄化槽の使用に関する協議書  
くみ取り便所の設置に関する協議書

・ 販売・工事に関する様式

浄化槽の販売に関する届出書  
浄化槽設備士名簿届出書  
浄化槽設備士名簿届出書(顔写真入り名簿一覧表)

- 浄化槽工事完了検査申請書
- チェックリスト (自主検査)
- ・維持管理に関する様式
  - 浄化槽廃止届出書
  - 浄化槽(使用開始・管理委託)報告書
  - 技術管理者変更報告書
  - 浄化槽管理者変更報告書
  - 管理浄化槽異動報告書
  - ” (別紙)
  - 浄化槽維持管理(水質検査)報告書
  - ” (別紙)
- ・保守点検業者の登録に関する様式
  - 浄化槽保守点検業者登録申請書
  - 誓約書
  - 器具明細書
  - 浄化槽管理士・浄化槽技術管理者名簿
  - 浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書
  - 浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書
  - 浄化槽保守点検業者登録証書再交付申請書
  - 浄化槽保守点検業廃業届出書
  - 浄化槽の清掃業務に関する提携書
- ・清掃業の許可に関する様式
  - 浄化槽清掃業許可申請書
  - 誓約書
  - 浄化槽清掃技術者名簿
  - 浄化槽清掃業変更届出書
  - 浄化槽清掃業廃業等届出書
  - 浄化槽清掃業許可証再交付申請書
- ・補助事業に関する様式
  - 浄化槽補助金交付申請書
  - 浄化槽補助事業実績報告書
  - 浄化槽補助金交付取下げ申請書
  - 申請印の紛失について
  - 承継届出書
  - 補助金交付対象浄化槽登録申請
  - 改善報告書

### 3 . 浄化槽の設置における確認・啓発・検査

#### (1) 工事前の確認・啓発

鹿児島市では、設置届けのあった住民に対し、工事の着手前に放流先をはじめ工事業者等について確認するとともに、市が作成した 8 ページの浄化槽の維持管理に関するパンフレット「浄化槽は正しい管理をしましょう」を配布し、浄化槽の維持管理についての啓発が行われている。図-1 に設置に関する事前協議書（抜粋）及び図-2 に維持管理についての説明書類を示す。

浄化槽設置に関する事前協議書				
設置場所の地名(番)		平成 年 月 日		
設置者 住 氏名又は名称 番 (法人にあっては、代表者の氏名も記入)		印		
浄化槽を設置したいので、鹿児島県浄化槽法施行規則第3条第1項の規定による。次のとおり協議します。				
1 設置場所の地名(番)				
2 種 類	1 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 2 その他 製造業者名 処理方式 入槽 ( 入槽)			
3 設置の目的	1 し尿のみ 2 し尿及び雑排水			
4 建築物の用途及び延べ面積	㎡			
5 地理的敷入員及び認定根拠	( 人)			
6 処理能力	イ 日平均汚水量	㎡/日	11 付近取組 (方位、目録物を示す)	
	ロ BODの除去率	%		
	ハ 放流水のBOD	㎍/ℓ		
7 放流先又は放流方法	1 農圃 2 河川 3 瀬川 4 海域 5 地下浸透 6 その他 ( )			
8 浄化槽工 事業者の氏 名及び登録 番号	印			
9 着工予定日	平成 年 月 日			
10 使用開始予定日	平成 年 月 日			
12 使用予定人員	人			
13 設計事務所 の住所 及び氏名	印			

図-1 設置に関する事前協議書(抜粋)

浄化槽設置を計画されている \_\_\_\_\_ 様へ

平成 年 月 日

鹿児島市環境指導課

今回設置図のあった浄化槽（人槽）の補助金は 万 千円です。補助金を受けるには、**使用開始検査手数料(1万1千円)**が必要です。

今回、設置を計画されている合併処理方式の浄化槽は、し尿に加えて台所、洗濯等の排水をきれいに浄化して放流する設備です。水質保全、生態衛生上とてもすぐれている浄化槽ですが、適切な管理を行わないと汚い水が流れてしまいます。

そのため、浄化槽法で保守点検、清掃、法定検査の三つが浄化槽を設置している人の義務と定められています。

保守点検、清掃の二つは市長の登録・許可を受けた浄化槽保守点検士（清掃）業者と契約していただくもので、維持管理料金が必要になります。

法定検査は県知事が指定する検査機関（財団法人鹿児島県環境検査センター）が行います。法定検査には**使用開始検査**と**定期検査**の二つがあります。

**使用開始検査**：使用開始後3か月を経過した日から5か月間に行うもので手数料は1万1千円です。

**定期検査**：毎年1回行う検査です。手数料は6千円です。

詳しくは「鹿児島市環境指導課浄化設備係 ☎216-1291」までお問い合わせください。

図-2 維持管理についての説明書類

(2) 浄化槽設置工事完了検査

浄化槽の設置工事に関しては、他の市町村と同様に工事写真も確認しているが、鹿児島市では工事の重要な工程ごとに浄化槽設備士が写真に写っていることを条件付け、顔写真入り名簿一覧表と照合している。図-3 に 50 人槽以下の様式の例を示す。

指定工事写真 (50人槽以下)			
番号	工事名	写し方の注意	条件
I	工事前工前	設置予定地も周辺状況と共に写す	写真 高配・設備士
II	掘削機又は砕石機	川原等の実地掘削終了後、深さの分かるスケールと共に写す (掘削機の転圧状況も写すこと) 叩き込砕石を使用する場合は、深さの分かるスケール及び転圧状況と共に写す 重地耐力の低い地質や掘削機から水が出る場所は、警告地盤とすること。	写真
III	池でコンクリート	池コン機又は池コン運搬車と共に写す	写真
IV	配筋	ピッチが分かるスケールと共に写す ★既市場仕様の場合は、支柱配筋とベース配筋を共に写す	写真・設備士
V	コンクリート打設	池コン機又は池コン運搬車と共に写す	写真
VI	養生用の厚膜コンクリート	コンクリート養生時に、浄化槽設備士がコンクリートの上に乗り、コンクリート厚の分かるスケールと共に写す	写真・設備士
	★既市場仕様の支柱コンクリート	支柱等を全周削いた支柱コンクリート (柱径100以上) を、支柱の径が分かるスケールと共に写す	
VII	本体側入	形式、人槽が分かるように写す	写真
VIII	取組み、埋め戻し	以下の通りが写るようになる 1.水増量 2.埋め戻しの高さを示すスケール 3.取組み、取組みに用いるベース 4.突き固めに用いた養生用シート等	写真・設備士
IX	水上げ工事	ポンプの上置あるコントロール室までの距離が分かるように、スケールを当てて写す	写真
X	上層スラブ配筋	ポリエチレンフィルムの上に置かれた配筋状態が分かるように写す	写真・設備士
XI	上層スラブコンクリート (完成)	コンクリート養生時に、コンクリート厚の分かるスケールと共に写す 支柱等、突き固め状況と共に写す	写真

図-3 指定工事写真 (50人槽以下の例)

また、浄化槽設置工事完了時の検査は、市職員が以下の事項について実施している。

[検査項目]

届出等書類との確認	設置者名、住所、建築面積、建築用途、浄化槽メーカー、 処理方式、型式、人槽
工事写真	「浄化槽指定工事写真取扱要領」で指定した写真の有無
浄化槽上部	維持管理に支障のない場所、上部スラブ
浄化槽内部	水平、漏水、かさ上げ、接触材、ぱっき装置、逆洗装置、 汚泥移送装置、消毒設備の状況
排水段備 柵	配管の太さ、勾配、逆流、誤接合等の有無、管の露出禁止 管路の起点、屈曲点、台所、トイレ、風呂からの合流点への設置、 床下配管及び雨水升との合流禁止
トラップ	必要な箇所への設置、二重トラップの禁止
通気管	装置の有無
ブLOWER、電気設備	防振対策、アース、屋外用コンセントの有無
ポンプ設備	ポンプ数2台、ポンプ能力、稼働状況

さらに、浄化槽設備士からも自主的にチェックした結果を報告させている。図-4 にこのチェックリストを示す。

【調査】浄化槽点検票		チェック項目	
項目	内容	項目	内容
1. 浄化槽の構造	浄化槽の構造が適切である。	1. 浄化槽の構造	浄化槽の構造が適切である。
2. 浄化槽の容量	浄化槽の容量が適切である。	2. 浄化槽の容量	浄化槽の容量が適切である。
3. 浄化槽の設置場所	浄化槽の設置場所が適切である。	3. 浄化槽の設置場所	浄化槽の設置場所が適切である。
4. 浄化槽の点検履歴	浄化槽の点検履歴が適切である。	4. 浄化槽の点検履歴	浄化槽の点検履歴が適切である。
5. 浄化槽の清掃履歴	浄化槽の清掃履歴が適切である。	5. 浄化槽の清掃履歴	浄化槽の清掃履歴が適切である。
6. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	6. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
7. 浄化槽の点検方法	浄化槽の点検方法が適切である。	7. 浄化槽の点検方法	浄化槽の点検方法が適切である。
8. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	8. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
9. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	9. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
10. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	10. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
11. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	11. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
12. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	12. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
13. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	13. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
14. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	14. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
15. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	15. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
16. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	16. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
17. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	17. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
18. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	18. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
19. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	19. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
20. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	20. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
21. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	21. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
22. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	22. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
23. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	23. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
24. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	24. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
25. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	25. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
26. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	26. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
27. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	27. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
28. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	28. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
29. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	29. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
30. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	30. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
31. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	31. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
32. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	32. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
33. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	33. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
34. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	34. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
35. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	35. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
36. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	36. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
37. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	37. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
38. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	38. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
39. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	39. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
40. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	40. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
41. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	41. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
42. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	42. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
43. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	43. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
44. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	44. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
45. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	45. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
46. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	46. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
47. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	47. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
48. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	48. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
49. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	49. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。
50. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。	50. 浄化槽の点検結果	浄化槽の点検結果が適切である。

図-4 チェックリスト

4. 浄化槽の保守点検及び清掃

鹿児島市の浄化槽保守点検業登録業者は18業者、浄化槽清掃業許可業者は15業者である。

管理されない浄化槽による生活環境の悪化や苦情発生の防止を図るため、市民に対しては維持管理(保守点検、清掃)業者と契約して維持管理を必ず行うこと、維持管理業者に対しては維持管理の技術上の基準の遵守及び市への必要な報告の徹底等を指導している。

なお、保守点検の回数については、通常の使用状態において鹿児島市が定めた回数とし、消毒剤の補給等は必要に応じて行うよう指導している。

5. 法定検査

浄化槽の設置、維持管理(保守点検及び清掃)が適正に実施され、その結果として浄化槽の処理水が適正な水質であるかを確認する目的で、(社)鹿児島県環境保全協会により、浄化槽の水質等に関する検査が、鹿児島市では昭和61年4月から開始された。

なお、現在は検査部門が独立し、指定検査機関(財)鹿児島県環境検査センターとなり、検査結果が関係者(製造業者、工事業者、維持管理業者、浄化槽管理者、行政当局)に通知されることから、改善の努力が各方面で行われることとなり、検査結果にその成果が現れてき

ている。

以上、3～5 に示した設置から維持管理にいたるまで、浄化槽管理者の啓発及び各方面へのチェック体制の構築により、浄化槽への信頼性の向上につながり、浄化槽の処理効果が浄化槽を設置した住民だけでなく、汲み取り及び単独処理浄化槽の住民にも理解されるようになった。鹿児島市では、これが単独転換の進んだ一つの要因と解析している。また、このことにより、放流許可等のトラブルがほとんど無くなったことも、同様な理由によるものと推定している。

## 6 . 市独自の浄化槽整備補助事業

鹿児島市では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境改善のため、住宅団地を中心に、生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽の設置推進を、昭和 57 年度から開始した。

さらに設置の促進を図るため、昭和 63 年度から浄化槽整備補助事業を開始した。しかしながら、当初の補助対象は 10 人以下の住宅で、かつ、水道水源および海水浴場の上流域であったため、事業基数が大きく進展しなかった。

一方で、市民等の理解が深まるにつれ、補助事業の拡充・改善を求める要望もあり、補助事業は大幅に見直された。これまで補助対象についての交付要綱の改正を 8 回行い、現在では 50 人槽以下が適用される住宅施設及び集会場施設でありかつ、公共下水道認可区域でない地域を補助対象としている。

上記に加え、補助事業実施による単独処理浄化槽設置規制(補助対象区域内の単独処理浄化槽設置の禁止)と、公共下水道整備による浄化槽(主に単独処理浄化槽)の廃止により、合併処理浄化槽の設置比率が年々向上している。

補助事業の概要を以下に示す。

### (1) 補助対象地域

昭和 63 年度から浄化槽整備区域を設定している。現在の補助対象地域は、以下に示す地域を除く地域である。

下水道法第 4 条第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域  
七ツ島二丁目

### (2) 補助対象建築物及び浄化槽

既設の住宅(居住用部分の処理対象人員が 1/2 以上を有する建物)に設置する、50 人槽以下の合併処理浄化槽

町内会等が所有する既設の集会施設(流し台等を有する建物)に設置する、50 人槽以下の合併処理浄化槽

(3) 補助金額(人槽別補助金,単位:円)

表-3 補助金額

人槽	1人	2~7人	8~10人	11~10人	11~20人	21~100人
補助金額	532,000	614,000	748,000	827,000	1,119,000	1,528,000

(5人槽：既存住宅に設置された単独処理浄化槽又は汲取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えする場合に 国庫助成金9万円を従前の上乗せ補助20万円の一部として実施)

(4) 上乗せ補助事業の開始

生活排水対策の推進を図るうえで、既設の単独処理浄化槽を放置したままでは面的整備は図れない。一方、水洗化という利便性を既に得ている既設単独処理浄化槽の管理者(所有者)にとって、新たな費用を伴う合併処理浄化槽への設置替えは、何らかの助成措置が講じられない限り困難であると鹿児島市では判断した。

そのため、合併処理浄化槽設置補助事業の補助額に、既設単独処理浄化槽の解体撤去その他の費用として20万円を上乗せする事業(以下「上乗せ補助事業」という。)を、平成元年度から、開始することになった。

(5) 補助事業の沿革

補助事業の経緯は表-4 に示すとおりであり、平成20年から新築建物に対する補助は廃止された。

表-4 補助事業の経緯

年度	事業内容	補助対象となる事業(対象外)の範囲
平成13年度	新築住宅の設置	新築住宅の設置(合併処理浄化槽)に設置替えする場合は補助対象外
平成14年度	既存住宅の設置	既存住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成15年度	既存住宅の設置	既存住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成16年度	既存住宅の設置	既存住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成17年度	既存住宅の設置	既存住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成18年度	既存住宅の設置	既存住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成19年度	既存住宅の設置	既存住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成20年度	新築住宅の設置	新築住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成21年度	新築住宅の設置	新築住宅の設置(合併処理浄化槽)
平成22年度	新築住宅の設置	新築住宅の設置(合併処理浄化槽)

(6) 上乘せ補助事業の実績

単独転換に関する上乘せ補助の実績は、表-5 に示すとおりである。

表-5 転換上乘せ補助の実績

単位：円

年度	山形県		山形市		田子町		田子町		田子町		田子町		計	
	補助額	補助率	補助額	補助率	補助額	補助率	補助額	補助率	補助額	補助率	補助額	補助率	補助額	補助率
平成21	157	4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	4
2	89	9	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	9
3	229	23	25	0	0	0	30	0	120	0	0	0	484	23
4	231	20	70	0	23	0	100	0	120	0	34	0	685	20
5	400	40	60	0	24	0	38	0	200	0	100	0	942	40
6	562	28	120	0	22	0	25	0	120	0	145	0	1,174	28
7	810	22	103	0	20	0	38	0	150	0	122	0	1,321	22
8	821	20	82	0	22	0	108	0	120	0	20	0	974	20
9	811	24	84	0	41	0	118	0	240	0	64	0	1,132	24
10	813	26	82	0	80	0	121	0	180	0	140	0	1,133	26
11	841	25	77	0	48	0	122	0	115	0	81	0	1,076	25
12	842	25	81	0	54	0	108	0	145	0	100	0	1,107	25
13	882	110	82	0	42	0	32	0	120	0	20	0	1,076	110
14	890	110	82	0	42	0	32	0	115	0	80	0	984	110
15	840	140	80	0	55	0	55	0	105	0	65	0	1,003	140
16	770	200	75	0	188	0	122	0	120	0	64	0	1,362	200
17	807	240	79	0	22	0	62	0	140	0	87	0	1,280	240
18	803	210	103	0	16	0	83	0	127	0	64	0	1,340	210
19	1,042	400	107	0	38	0	120	0	104	0	200	0	1,601	400
20	784	270	144	0	17	0	115	0	204	0	127	0	1,405	270
合 計	11,821	2,210	1,523	0	719	0	1,240	0	2,074	0	1,251	0	20,015	2,210

※取組開始からの設置導入に対する上乘せ補助は、平成25年1月1日から実施

(7) 上乘せ補助事業の今後の展開

単独処理浄化槽の廃止理由は下水道整備に伴うものが最も大きく、次に建物の建替え及び増築等に伴うもの、そして上乘せ補助事業によるものとなっている。

既設単独処理浄化槽の10年後および20年後の状況は、下表のとおりと見込まれるが、上乘せ補助事業の今後の取組みによっては、さらに既設単独処理浄化槽を少なくすることが可能と思われる。

このため、鹿児島市では、既設単独処理浄化槽の管理者に対する広報・啓発活動も積極的に取り組む考えである。

表-6 単独処理浄化槽の廃止基数及び既設単独処理浄化槽

		14年度末 14日～17日	15年度末 18日～24日	16年度末 25日～31日
単 独 処 理 浄 化 槽 の 数	公共下水道整備による	3,176基	4,100基	5,311基
	建物の建替その他による	300基	100基	100基
	上乗せ補助事業による	96基	1,700基	2,900基
	合 計	3,572基	4,900基	6,311基
既設単独処理浄化槽		14,700基	3,640基	1,310基

## 7. 啓発活動

### (1) 市から住民に対する啓発

住民に対する啓発として、浄化槽設置整備事業をはじめた昭和63年度から平成3年度までは、市が作成したパンフレットを使った説明会を地区ごとに行っていた。そのほか、広報誌に年3~4回、回覧板(衛生連だより)に年2回、浄化槽設置補助制度について掲載することにより啓発している。図-5に衛生連だよりの掲載例を示す。

**平成21年度 浄化槽設置補助制度について**

この補助制度は、ご家庭をより快適にするために、浄化槽の維持管理に必要となる費用を補助する。既設、新築問わず、ご家庭で使用する浄化槽（合併式）も対象とする。補助金を交付する期間です。

**1. 対象の建物** (1)1階以下に居住者がある住宅の建物。  
 (2)新築（建て替えを含む）の建物は補助対象外です。  
 (3)既存の合併式浄化槽の増設は、(1)に該当する旨を申請書に添付して申請すること。  
 (4)併用の浄化槽は、併用の旨を申請書に添付すること。

**2. 対象の地域**  
 本市指定区域及び指定区域以外の地域。  
 (指定区域については、申請書添付資料用紙添付時の自治体ウェブサイト)

**3. 補助金の額**

人数	補助金(円)
1人	63,000円
2人	74,000円
3人	85,000円
4人	96,000円
5人	1,07,000円
6人	1,18,000円

申請書提出の時に必要な自治体指定浄化槽を備えておられるご家庭は、補助金の対象外です。

**問い合わせ先**  
 鹿児島市環境政策課・浄化槽課  
 電話：278-1278（直通）

図-5 衛生連だよりの掲載例

(2) 浄化槽工事業者から住民に対する啓発

浄化槽工事業者に対しても、浄化槽設置補助制度について市から図-6 に示す資料を使った説明がされている。

## 平成21年度 浄化槽設置補助制度について

### (豊田高市環境指導課)

**〇制度の主旨**

この補助制度は、川や海をきれいにするために、既存の建物から排出される家庭排水（台所、風呂、洗濯機）と、トイレを併せて処理する浄化槽（合併浄化槽）を設置する単戸に、補助金を交付する制度です。

**1. 対象の建物**（50平方メートル以下の浄化槽を設置する世帯の建物）

単一戸建て（建て替えを含む）の建物は補助対象です。

(1) 既存の住宅及び既存の併設住宅（戸数算上の標準対象人員が12名以下であること）

(2) 既存の集合施設（地域の公民館等）

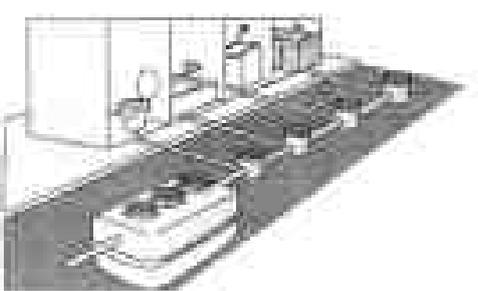
**2. 対象の地域**

下市地区に属する認可区域以外の地域  
 （詳細については、豊田高市浄化設備課へお問い合わせください。）

**3. 補助金の額**

人数区分	補助金の額
1人種	202,000円
2～3人種	414,000円
4～5人種	748,000円
6～10人種	827,000円
11～20人種	1,181,000円
21～30人種	1,538,000円

前設の単独処理浄化槽または汲排水設備から設置換えする場合は、



補助金の交付を受ける合併処理浄化槽を築いて新たに合併処理浄化槽を設置する場合は、補助対象外になります。

**★注意** 市が工事業者に委託して設置工事を執めることはありません。

(つづく)

図-6-1 浄化槽設置補助制度についての資料

#### ④ 手順④の方法

補助金の交付を受けるための手順は次のとおりです。申請時に不適合状況があれば補助金の交付を受けられませんので、十分注意してください。



#### ⑤ 浄化槽設置業者は：

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、浄化槽定で定められた「浄化槽」・「浄化槽」を改修する必要があります。

##### その① 保守点検

浄化槽の管理者は、浄化槽の機能が正しく働き、悪臭などが発生して困る範囲内で済むよう、定期的に保守点検を行うことが義務づけられています。

① 従前は、市長の委任を受けた自治体職員等に委託し、実施してください。

##### その② 清掃

浄化槽のある期間使用していると汚泥やスラムが溜まり、浄化する機能が低下して悪臭や臭がひどくなるため、毎年1回以上（合併浄化槽は2回以上）清掃することが必要です。

① 従前は、市長の許可を受けた浄化槽清掃業者等に委託し、実施してください。

##### その③ 法定検査

① 従前は「設置者」は、浄化槽法の規定により浄化槽の法定検査を受ける義務があります。

② 従前は、費用負担検査と定期検査があり、検査は自治体の指定する検査機関の「浄化槽検査員」が実施していましたが、現在は民間委託されています。

（問い合わせ先）  
 国土交通省建設省 浄化槽課  
 電話：エリキ-13311（直通）

図-6-2 浄化槽設置補助制度についての資料

浄化槽工事業者は、自主的にこの資料あるいはこの資料に基づき作成した独自の資料を用い、汲み取りあるいは単独処理浄化槽が設置されている住民に対し、訪問説明することにより転換の啓発を行っている。現在、浄化槽工事業者は鹿児島市に 289 業者（浄化槽設備士 532 名）あり、鹿児島市では、この啓発活動により一定の効果をj得ていると考えている。

また、鹿児島市は技術力の向上や意識改革を目的として、浄化槽関係技術者を対象とした研修会を年 1 回開催しており、市ではこの研修会による効果もあったものと考えている。

## 8 . 水環境の改善状況

### (1) 7 条検査結果からみた水環境の改善効果

浄化槽の設置及び維持管理の徹底を図ることにより、年々浄化槽処理水質の向上が認められる。浄化槽の 7 条検査の結果である平均 BOD の経年変化(表-7)と浄化槽処理水 BOD の基準目標(20mg/L 以下)の達成率の経年変化(表-8)を以下に示す。

表-7 浄化槽処理水の平均 BOD の経年

	単位：mg/L				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
鹿児島市	11.4	10.2	10.0	7.0	6.9
県全体	8.4	10.0	10.2	8.2	8.5

表-8 BOD の基準目標(20mg/L 以下)の達成率の経年変化

	単位：%				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
鹿児島市	55.0%	90.0%	90.0%	92.9%	92.7%
県全体	81.2%	90.0%	89.4%	83.7%	80.6%

### (2) 河川の BOD からみた水環境の改善効果

浄化槽整備区域内の河川の BOD は、平成 10 年頃から顕著に低下する傾向が認められている(図-7、図-8 参照)。このことから、これまで河川に流入していた生活雑排水による BOD が、汲み取り及び単独の転換が進んだことにより削減され、河川の水質が改善されたと推測される。

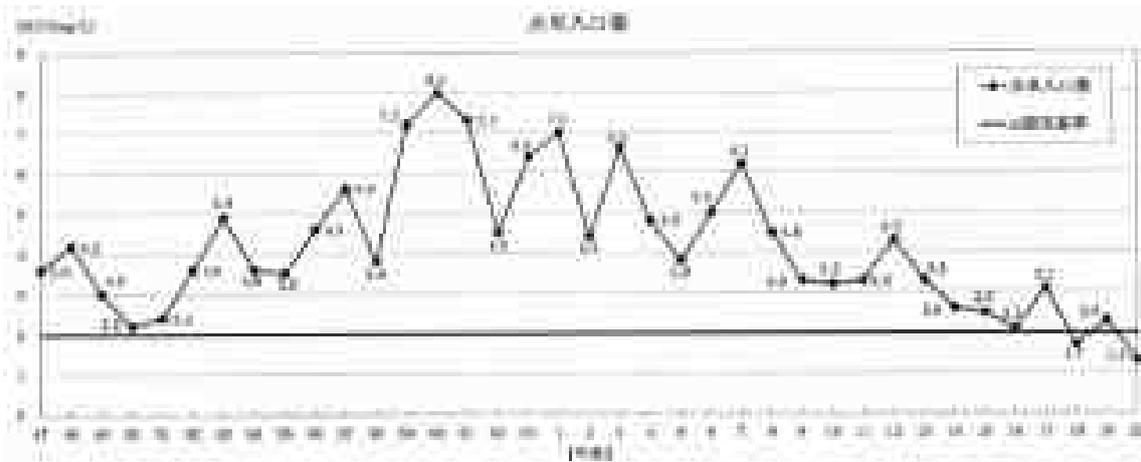


図-7 河川のBODの経年変化(水車入口橋)

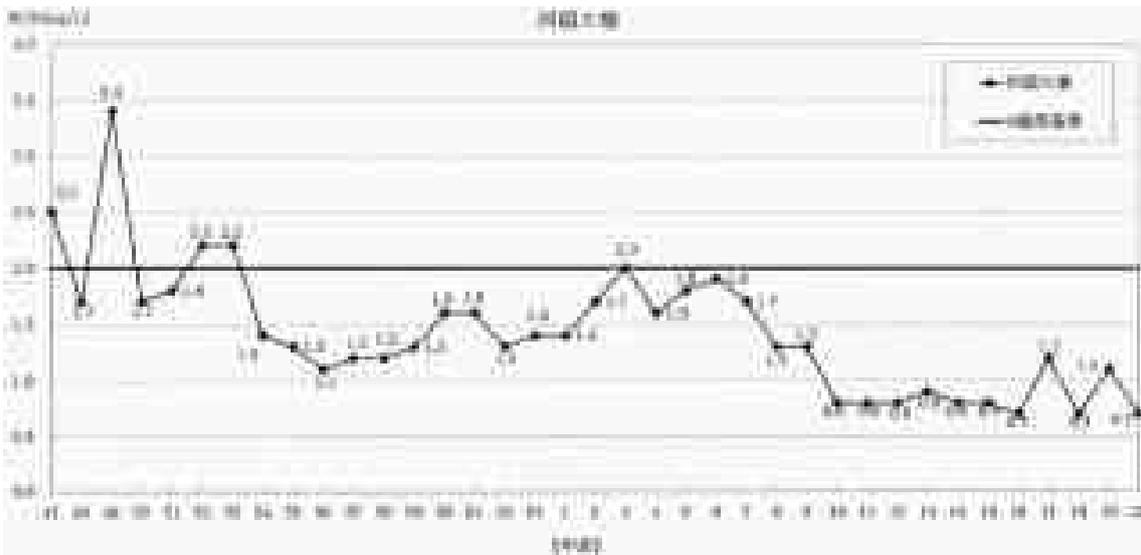


図-8 河川のBODの経年変化(河頭大橋)

## ヒアリング調査事例 4

### 市、関係業界及び住民による浄化槽維持管理組合により 浄化槽整備を促進している例（飯能市）

#### 飯能市における浄化槽の維持管理及び啓発活動

#### 1. 飯能市の概要

飯能市は 193.16k m<sup>2</sup>、広ぼうは東西 24.81km、南北 20.81km という大きな市域を有している。市の面積の 4 分の 3 を山林が占めている。標高は、一番低いところでは 71m、市役所がおおよそ 100m、一番高いところは 1,356m と落差が大きい地域である。

江戸のまちづくりを担った木材産地であった飯能には、今でも緑が色濃く残り、スギやヒノキの『西川材』の産地として有名である。昔から林業が盛んで、当時から中心市街地が形成され、織物協同組合、商工会議所の前身や銀行の設立、武蔵野鉄道(現在の西武鉄道)の開通など、早くから東京と結ばれた都市である。飯能から副都心池袋までの所要時間は特急で約 40 分、急行でも約 50 分と飯能は意外と都心に近い。このことから、都心から住居を求めてきた人達により住宅が増加し、川の水質が悪化した時期がある。

飯能市の総人口は年々増加する傾向にあり、平成 22 年 2 月 1 日現在で 83,152 人、世帯数は 32,680 世帯である。

平坦部の生活排水は公共下水道で処理している。

昭和 29 年に市制を施行して以来、平成 17 年 1 月 1 日に名栗村と合併した。



図-1 飯能市の位置

飯能市は、飯能、加治、精明、南高麗、原市場、東吾野、吾野、名栗の8地区に分けられる(図-2)。



図-2 地区別地域図

地区別に見ると、最も人口が多いのは美杉台が含まれる加治地区(約2万5千人)で、次いで飯能地区(約2万2千人)、精明地区(約1万7千人)、原市場地区(1万人弱)の順となっている(図-3)。

南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、名栗地区については3千人弱となっている。

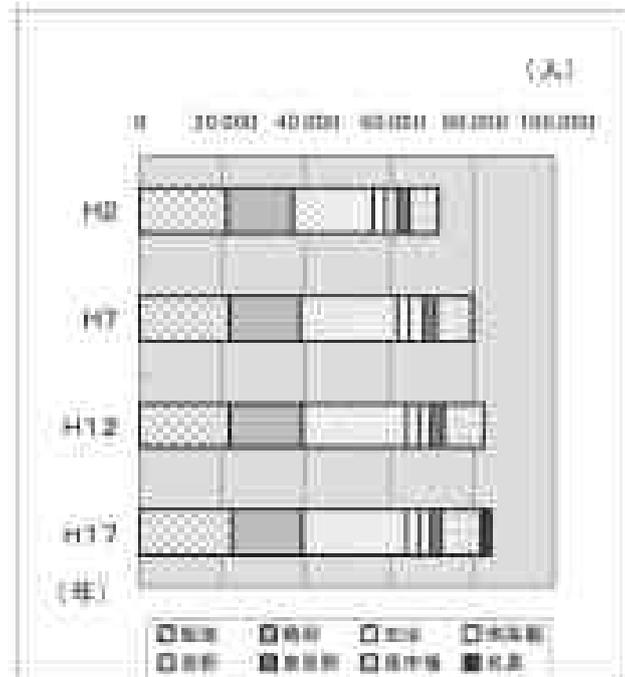


図-3 各地区の人口の推移

## 2. 生活排水対策の状況

飯能市には、市民の貴重な水源となっている入間川や高麗川のほか、成木川や中藤川、南小畦川などの河川がある。これらの水辺環境は、古くから市民の生活に深く関わっており、森林と並んで飯能市のシンボリック的存在となっている。また、市民が憩うレクリエーションの場にもなっている。

河川の水質汚濁を防止するため、下水道の整備を進めるとともに、工場・事業場への排出規制・指導、合併処理浄化槽の設置並びに維持管理に対する補助や、合併処理浄化槽組合による組織的な維持管理を実施している。

飯能市の下水道事業は昭和28年に公共下水道の認可を取得し、県下では4番目の昭和41年に、飯能市浄化センターが公共下水道の終末処理場として単独で開設された。既成市街地はほぼ整備が進み、現在は外延部の市街化区域の整備が中心である。公共下水道の全体計画は平成6年3月に基本計画が見直されて拡大し、現在849.2ha、整備処理人口は50,883人、普及率62%となっている。なお、これには飯能市上水道の水源にあたる入間川の上流原市場地区(市街化区域外)において、公共用水域の汚濁防止のために行われている特定環境保全公共下水道(27ha、905人)も含まれている。

下水道によって生活排水を処理しているのは、図-4に示すように飯能、加治、精明、南高麗、原市場の一部であり、飯能地区より上流の山間部は浄化槽による整備を推進している。



図-4 飯能市の生活排水処理計画

昭和 57 年に合併処理浄化槽の処理水を公共用水域へ排水することを認め、昭和 62 年度には市独自の合併処理浄化槽設置補助金の交付を開始し、さらに平成 6 年度に合併処理浄化槽維持管理補助金の交付を開始している(生活排水処理率 78%)

#### 現在の合併処理浄化槽設置補助金

[補助金額]

[平成 20 年度実績]	(基数) 102 基	(補助金)58,118 千円
[平成 21 年度予算]	(基数) 130 基	(補助金)71,920 千円
[昭和 62 年度～平成 20 年度の実績]	(基数)2,023 基	(補助金) 約 13 億円

#### 現在の合併処理浄化槽維持管理補助金

[補助金額]保守点検、法定検査、清掃 25,750 円/基

[平成 20 年度実績]	(基数)3,682 基	(補助金)94,252 千円
[平成 21 年度予算]	(基数)3,850 基	(補助金)99,138 千円

### 3 . 全市下水道基本計画

平成 8 年 3 月には飯能市全域を対象に、地域ごとの下水道の整備手法として「全市下水道基本計画」を策定した。当時、住宅地の拡大に伴って、入間川、高麗川、成木川などの公共用水域に生活雑排水が流入し、水質は悪化する傾向にあった。

全市下水道基本計画は、このような市の下水道整備上の問題点を整理し、地域の諸条件をふまえた上で地域ごとの整備手法を明らかにすることにより、計画的な整備の促進と効率的な投資を図ることを目的に、市上水道の水源でもある清流の保全を最優先課題とし計画された。

計画目標年次は、20 年後の平成 27 年とし、市全域を下水道の整備区域として、大きく「集合処理区域」と「個別処理区域」のエリアに区分し、それぞれに適した手法で整備していくこととしている(表-1)。

表-1 飯能市全市下水道基本計画総括表

- 1) 計画目標年次：平成27年(2015年、30年換)
- 2) 計画対象区域：飯能市全域
- 3) 全体事業費：425億3,500万円(平成6年度以降)

飯能市全市下水道基本計画総括表

事業名	計画区域 (ha)	計画人口 (人)	平成6年度以前 の事業費 (千円)	一 般 財 源 (千円)	計画計画年度	
公共下水道	1,838.4	103,080	48,368,000	2,828,000	～平成27	
原市場管理	27.0	990	—	—	整備済み	
時 賜	都市圏外処理区	83.0	1,680	4,368,000	281,000	平成14～20
	都市圏外処理区	87.0	3,000			平成21～27
	小 計	170.0	4,680			
農 圃	田野処理区	16.0	340	3,114,000	148,000	平成17～21
	畑野処理区	40.0	1,600			平成20～24
	新田処理区	5.0	80			平成20～27
小 計	61.0	2,020				
個別合併処理浄化槽	11,294.6	13,300	3,733,000	1,726,000	～平成27	
合 計	13,486.0	126,480	49,501,000	6,000,000	平成6～27	

注) 公共下水道事業費は、公共下水道基本計画より、個別合併処理浄化槽の一部が除かれたものである。  
 都市「時賜」は、林業関係の公共下水道事業も、「田野」は、農業関係の事業も含まれる。

この計画では、集合処理区域は、市浄化センターで処理する公共下水道、市街化区域外に設置される特定環境保全公共下水道、農業集落における農業用排水の水質保全のための農業集落排水施設で処理し、個別処理区域は、合併処理浄化槽で処理するものであった。しかし、当時、個別処理区域には単独処理浄化槽が多数設置されており、その転換にも積極的に対応していくこととした。

また同計画では、集合処理施設の維持管理上の問題点として、集合処理施設が市内各地に点在するため、それらの効率的な維持管理を行う必要があり、個別処理施設については、公共下水道のような一貫された維持管理体制が整っていないことを改善する必要があると指摘された。

#### 4. 飯能市合併処理浄化槽組合の設立

##### (1) 設立の趣旨

上記のような背景から、飯能市では、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を適正に行い、合併処理浄化槽を公共下水道と並ぶ汚水処理施設としてさらに普及促進を図っていくため、維持管理費用、煩雑な手続き、制度の周知、個人任せであることなどに関する問題が生じないよう、行政で何らかの対応を図らなければならないと考えた。

同市では、平成6年度から「飯能市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱」を策定して維持管理を促進してきた結果、設置者の意識が高まり、その実施率は向上したが、未だに十分とはいえないものであった。この状況を改善するため、浄化槽を準公共の施設として位置づけ、設置者、施工業者、保守点検業者、清掃業者及び行政等、合併処理浄化槽に関係する者が共通した認識のもとに結集して、組織を構築することが最も望ましいと考えられた。こ

れらを踏まえて、平成9年5月28日に「合併処理浄化槽の普及および適正な保守管理を推進すること」を目的として、「飯能市合併処理浄化槽組合」が設立された。

(2) 組合員数

上記の組合の参加者および組合員数は表2に示すとおりである。

表-2 飯能市合併処理浄化槽組合員の構成

	設立時	平成21年4月1日
習習者（設備費）	831人	3,787人
職工業者	54	40
組合員兼業者	15	20
維持業者	2	2
特別組合員	2	1
飯能市	1	1
計（1世帯）	865	3,851

(3) 組合の事務

設立時から平成14年6月までは、飯能市役所環境緑水課内に事務局を置き、市職員が事務を担当していたが、平成14年7月から事務局は完全に独立し、組合独自で職員2名を採用し、市内の賃貸事務所で業務を実施している。

(4) 1基当たり1年間の浄化槽維持管理費

維持管理費として法定検査料も一括して徴収している。

	平成19年度から	平成18年度まで
保守点検料	4,225円×4回＝16,900円	5,250円×4回＝21,000円
清掃料	28,350円×1回＝28,350円	31,500円×1回＝31,500円
法定検査料	5,000円×1回＝5,000円	5,000円×1回＝5,000円
計	50,250円	57,500円

※コンパクト型の浄化槽の清掃は、必要に応じて年3回実施する。

(5) 1基当たり1年間の浄化槽維持管理費の負担

平成19年度から		平成18年度まで	
設置者からの組合費	26,500円		26,500円
市からの補助金	25,750円		30,000円
計	52,250円		56,500円

(市からの補助金は管理者へ直接交付していない。)

(6) 組合費(年間)

平成19年度から		平成18年度まで	
設置者	26,500円		26,500円
保守点検業者	$18,000 \times 5\% = 900$ 円		$20,000 \times 7\% = 1,400$ 円
清掃業者	$27,000 \times 6\% = 1,620$ 円		$30,000 \times 8\% = 2,400$ 円
施工業者	5,000円		5,000円
特別組合員	10,000円		10,000円

※設置者からの組合費は、維持管理の一部に充当し、業者からの組合費で組合の運営を行っている。

飯能市合併処理浄化槽組合の維持管理は、図-5 に示す流れで行っている。

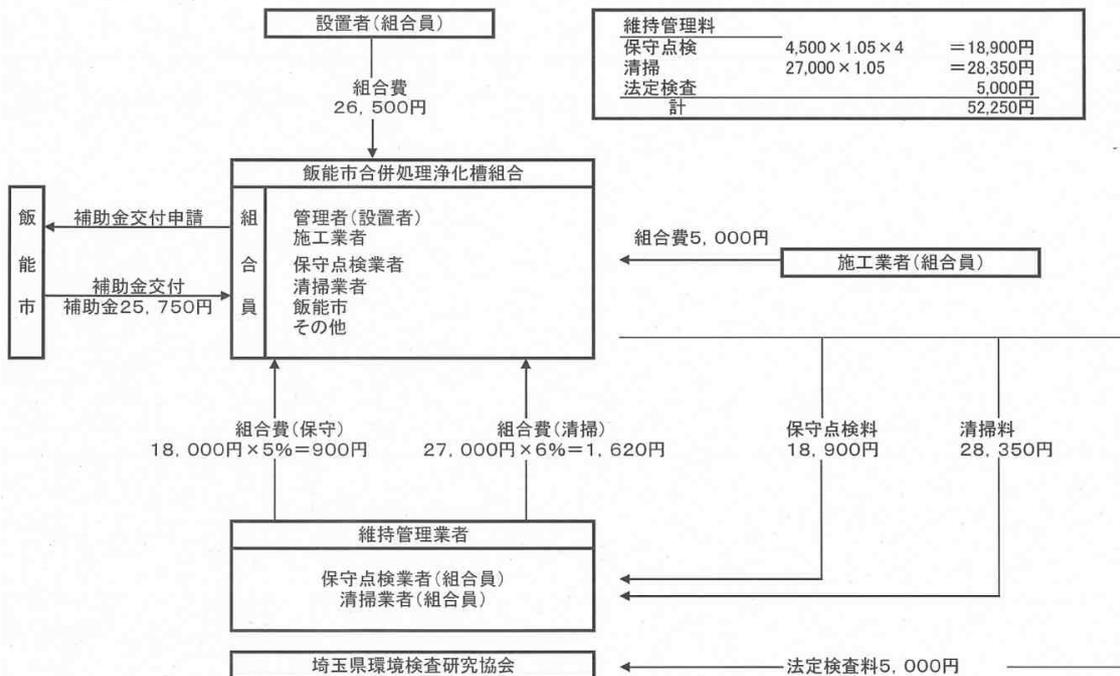


図-5 飯能市合併処理浄化槽組合の維持管理フロー(1基当たり) 平成19年度から

## 5 . 飯能市合併処理浄化槽組合設立までの経緯

合併処理浄化槽組合は、市と住民及び浄化槽に係る業者等の協力により成り立っている。しかしながら、このような組合が設立されるまでには、住民を含め、多くの関係者の協力及び努力が必要であった。参考として、飯能市合併処理浄化槽組合が設立されるまでの経緯を以下に示す。

飯能市では、合併処理浄化槽設置整備事業を積極的に推進するとともに、市独自の合併処理浄化槽の設置に伴う補助金制度、維持管理の補助金制度(保守点検・清掃・法定検査)などの充実を図り、先進的に取り組んできた。しかしながら、市内各所において浄化槽の維持管理等の実態調査を行ったところ、いまだ不十分であるという結果を得ることとなり、これまで以上に行政が関与して行く必要があるとの結論に達した。これに基づき、準公共施設である合併処理浄化槽の適正な維持管理について、再検討が開始された。

まず、市町村が主体となって住民、施工業者、保守点検業者、清掃業者が維持管理に関する組織を作る事例が提案(表-3)されている。これは、飯能市においても適正な維持管理体制を確立していく上で不可欠な条件であり、全国各地で実施されている管理組合の資料の収集や現地視察を行うなどの結果を踏まえて、飯能市に最も適した組織作りに着手した。市清流対策課では各資料の分析、比較検討をしたうえで、市、関係業界及び住民が参加する飯能市独自の管理組合の設立が好ましいとの結論に達し、平成7年12月飯能市合併処理浄化槽協会(現飯能市合併処理浄化槽組合)草案が作成された。

表-3 維持管理組織の形態別特徴

組織の形態		主な構成員	主な活動内容	メリット等
(1) 住民発覚型		住民 市町村 (業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正管理の指導啓発</li> <li>研究会の実施</li> <li>無届け浄化槽の調査</li> <li>業者との交渉窓口</li> <li>契約時の立ち合い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独・合併に関わらず対象</li> <li>住民主体での維持管理の適正化</li> <li>料金の標準化</li> </ul>
(2) 業者発覚型		住民 市町村 (指定検査機関等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術講習会の実施</li> <li>工事・維持管理業務の監視</li> <li>住民への普及啓発</li> <li>契約時の窓口調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内すべての浄化槽が対象</li> <li>業者主体での工事・維持管理の適正化</li> <li>料金の標準化</li> </ul>
(3) 統合管理型	A. 契約等代行型	住民 市町村 業者	(1)(2)の活動に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>契約等の代行および履行状況の確認</li> <li>法定検査の一括依頼</li> <li>補助事業の補充実施</li> <li>料金の一括徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続等の住民負担の大幅削減</li> <li>業務の効率化等による料金削減</li> <li>工事・維持管理の適正化</li> </ul>
	B. 面的整備推進型	住民 市町村 業者 地元団体	(3)Aの活動に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>設置工事の一括契約等による計画的敷置</li> <li>面的整備の必要性等に関する住民指導</li> <li>面的整備の進行管理</li> </ul>	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみでの協力体制の確立</li> <li>面的整備の強力な推進</li> <li>新設合併処理浄化槽が対象</li> </ul>

出典：「月刊浄化槽」1999年12月号、No.228、p.18

- ・平成 8 年 1 月 8 日  
社団法人埼玉県浄化槽協会に対して、管理組合設立に向けての報告とご指導ご協力をお願いした。
- ・平成 8 年 1 月 9 日  
浄化槽関連業者(地元浄化槽施工業者 18 名、保守点検業者 7 名、浄化槽清掃業者 2 名、埼玉県指定検査機関 1 名、埼玉県水処理工業会(メーカー)1 名)による意見交換会を開き、組合設立の趣旨説明を行った。  
各出席者から総論賛成を得たが、組織化については全国的にも事例が少なく、県下でも取り組んでいる市町村の無いことから、時期尚早との意見もあり結論には至らなかった。
- ・平成 8 年 1 月 29 日  
組合設立に向けての打ち合わせを行った。当初、市の清流対策課では維持管理を目的とした組織を早急に設立させる必要があるとし、組織化を前提に企画してきたが、浄化槽関連業者の協力なくしては成立しないため、設立準備会の設置を提案し、各業種別に部会を設け討議していくことで了承された。部会は施工・保守点検・清掃の三部会とし、オブザーバーに水処理工業会と指定検査機関で構成し、月に 1 回の全体会議と部会会議を開き、市作成の組合設立趣意書案、規約規定案を含め、諸問題を詰める方針とすることで合意に至った。
- ・平成 8 年 2 月 16 日  
施工部会会議より以下の問題点があげられた。
  - ・入会しない場合、合併処理浄化槽の設置補助金を受けられるのか。

- ・放流先の同意書、許可についての簡素化はできないか。
- ・申請書類の簡素化については
  - ・合併処理浄化槽の標準工事費等、統一の考えはあるのか。
  - ・新築建て売り住宅にも、設置補助金を出せないか。
- ・業者の選択(メーカー)については
  - ・入会金、部会費の取り扱いはどうするのか。
  - ・施工部会には、メリットが無いのではないか。
 等であり、これらの意見を踏まえ、市と調整して行くこととした。
- ・平成 8 年 2 月 20 日  
保守点検清掃合同会議より以下の問題点が指摘された。
  - ・入会金、部会費の取り扱いはどうするのか。
  - ・保守点検、清掃料金に関する根拠はどう算出するのか。
  - ・業者の選択方法はどうするのか。
  - ・既存物件と新規物件の取り扱いはどうするのか。
  - ・消耗品の価格調整はどうするのか。
  - ・公正取引(独禁法)の関係はどうするのか。
  - ・設立前のダンピングによる顧客争いは生じないのか。
 等、即対応しなければならない切実な問題もあった。
- ・平成 8 年 3 月 1 日 全体会議  
各部会会議から提議された問題点に行政の立場から回答がなされたが、設置者重視の考え方から一部不満の声もあり、管理組合設立に向けて不安材料を残しつつも今後の課題とされた。一方、業者のメリットについても、各担当課と調整して行くとの回答により、業者側も期待を込め協力して行くことで一致した。また、諸問題については継続審議とした。
- ・平成 8 年 3 月 25 日  
埼玉県内の保守点検団体より、飯能市に対し管理組合設立反対の申し入れがあった。反対理由として 5 項目の申し入れを受けたが、行政としては保守点検業を含め、関連業者にとって不利益な組織化は考えておらず、趣旨を理解の上、協力を要請したが受け入れられなかった。その後、社団法人埼玉県浄化槽協会の指導を受けて話し合い、ほぼ了解が得られた。
- ・平成 8 年 4 月 5 日 全体会議
- ・平成 8 年 4 月 15 日  
保守点検清掃部会により飯能市合併処理浄化槽協会設立同意書(仮称)が提出される。
- ・平成 8 年 5 月 8 日  
社団法人埼玉県浄化槽協会より組織化への経過報告の依頼がある。
- ・平成 8 年 5 月 31 日 全体会議

- ・平成 8 年 6 月 25 日  
社団法人埼玉県浄化槽協会より名称変更と協会組合員の活用について要望書が出された。
- ・平成 8 年 8 月 21 日 全体会議  
これまで、定期的に全体会議と部会会議で組織化について協議してきたが、設立に向けての統一見解に至ったことから、今後は各部会から 2 名を選出し、市の清流対策課を中心に執行部体制で意見を取りまとめ、組合を設立して行くことで全会一致した。なお、名称は社団法人浄化槽協会からの要請もあり、飯能市合併処理浄化槽組合とした。  
執行部では、組合設立時期を平成 9 年 4 月と定め、これまでに市主体で作成された規約規程案についての再検討と、埼玉県浄化槽管理共同組合からの申し入れ、社団法人埼玉県浄化槽協会からの要望を含め、組合規程の修正が進められた。
- ・平成 8 年 12 月 13 日  
飯能市合併処理浄化槽組合規約(案)(表-4、5)が市に提出され、承認を受ける。

表-4 飯能市合併処理浄化槽組合規約

<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 組合は、飯能市合併処理浄化槽組合(以下「組合」という。)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 組合は、生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の健全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽の普及及び適正な保守管理を推進することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 合併処理浄化槽の適正な設置及び維持管理に関すること。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽設置整備事業の円滑な実施に関すること。</p> <p>(3) 合併処理浄化槽に係る知識の普及・啓発に関すること。</p> <p>(4) 組合への加入促進に関すること。</p>	<p>(5) 浄化槽法(昭和38年法律第43号)に基づく法定検査の受検に関すること。</p> <p>(6) その他組合の目的達成のため必要な事項に関すること。</p> <p>第2章 組合員</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 組合は、組合員及び特別組合員をもって組織する。</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第5条 組合員は、組合の目的に賛同する次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 飯能市内に合併処理浄化槽(飯能市合併処理浄化槽補助金対象のもの)を設置し管理について権限を有する者、又は設置しようとする者</p> <p>(2) 合併処理浄化槽の工事、保守点検または清掃を業として行う者で社団法人埼玉県浄化槽協会の会員であるもの</p> <p>(3) 飯能市</p> <p>(以下略)</p>
---	---

表-5 飯能市合併処理浄化槽組合同規約施行規程

<p>(總旨)</p> <p>第1条 この規程は、飯能市合併処理浄化槽組合同規約(以下「規約」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保守点検)</p> <p>第2条 保守点検は、浄化槽法(昭和56年法律第43号。以下「法」という。)第10条第1項の規定する厚生省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第27号。以下「規則」という。)第2条に基づいて行う。ただし、点検回数は年4回とする。</p> <p>(清掃)</p> <p>第3条 清掃は、規則第3条に基づいて行う。ただし、清掃の回数は年1回とし、引込管汚泥の量については1基当たり2.5㎡までとする。</p> <p>(検査)</p> <p>第4条 水質に関する検査は、法第13条に規定する水質検査とする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第5条 保守点検及び清掃に要する費用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保守点検 年額 20,000円</p> <p>(2) 清掃(2.5㎡) 1回 20,000円</p> <p>2 前項の保守点検及び清掃の費用には、下記事項は含まれないものとする。</p> <p>(1) 電気代</p> <p>(2) 水運代</p> <p>(3) 消毒薬剤以外の各種薬剤</p> <p>(4) 種汚泥の投入代</p> <p>(5) オーバーホール代</p>	<p>(入会金)</p> <p>第6条 規約第9条第2項に規定する入会金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規約第3条第1号に該当する者 1,000円</p> <p>(2) 規約第3条第2号に該当する者 30,000円</p> <p>(3) 規約第4条に該当する者 30,000円</p> <p>2 入会金は、初回の年会費と併せて納入するものとし、納入方法は口座振替とする。</p> <p>(年会費)</p> <p>第7条 規約第9条第2項に規定する年会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規約第3条第1号に該当する者(管理委員会) 年額 24,000円</p> <p>(2) 規約第3条第2号に該当する者(施行委員会) <math>10,000円 \times 設置基数</math></p> <p>(3) 規約第3条第2号に該当する者(保守点検委員会) <math>20,000円 \times 保守点検基数 \times 5\%</math></p> <p>(4) 規約第3条第2号に該当する者(清掃委員会) <math>12,000円 \times 2.5㎡ \times 清掃基数 \times 5\%</math></p> <p>(5) 規約第4条に該当する者(特別組合員) 年額 10,000円</p> <p>(以下略)</p>
--	--

飯能市合併処理浄化槽組合同規約概要とシステムについて、以下に説明する。

同組合は「生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽の普及および適正な維持管理を推進すること」を趣旨とし、この目的を達成するため、合併処理浄化槽の適正な設置・維持管理、設置整備事業の円滑な実施、浄化槽の知識の普及・啓発、組合への加入促進、法定検査の受検に関する事業を手掛ける。

維持管理(保守点検・清掃・法定検査)については個人負担の軽減を図り、一連の手続きを組合が代行し、浄化槽法に定める保守点検・清掃・法定検査を実施する。

組合は、市内に合併処理浄化槽を設置し管理している人、社団法人埼玉県浄化槽協会会員で、浄化槽の工事・保守点検・清掃業者、飯能市および同組合の目的に賛同する特別会員で

構成され、事業を効率的に推進するため、管理者部会、施工部会、保守点検部会、清掃部会の5つの専門部会が設置される。また、合併処理浄化槽の管理者には法定検査が義務づけられているが、これまで管理者まかせのため行われていないケースもあり、今後は組合が代行する。

事務局は市環境部清流対策課内に置く。

- ・平成9年2月18日 全体会議  
執行部作成の組合規約規程案が報告された。
- ・平成9年2月28日 飯能布合併処理浄化槽組合設立説明会  
組合設立準備会参加者に加え、本市における浄化槽関連業者に通知、施工業者54社(内入会34社)、保守点検業者20社(内入会15社)、浄化槽清掃業者2社による飯能市合併処理浄化槽組合設立説明会を実施した。
- ・平成9年3月14日  
合併処理浄化槽設置者(5入槽～10入槽)に、組合加入案内文を送付した。
- ・平成9年3月15日 全体会議  
設立総会に向けて設立発起人の選任がなされ、設立準備会全員(24名)の承諾を受ける。発起人代表の選出については、各部会から市長もしくは行政担当者が適任との意見が出された。一方、市の考え方としては「組合事業は積極的に支援する方針だが、運営に関しては浄化槽関連業者の経験と知識を活用すること」と回答したものの、意見の相違から平行線のまま閉会した。
- ・平成9年4月21日 設立発起人会会議  
設置者からの入会状況について報告があった。市予算案では維持管理補助金を組合設立時に400基分を計上していたが、実際には保守点検部会7社で約1,000基を超える顧客数があり、各保守点検業者が事前に入会促進をしていたこともあって、現実には入会希望者が殺到して831人となった。混乱を防ぐため、設立総会前の入会受付を一時打ち切り、飯能市合併処理浄化槽組合予算案の修正がなされた。
- ・平成9年4月25日  
執行部では、設立発起人代表の選出に難航し、やむをえず執行部により推薦を受けた業者が発起人代表となる。
- ・平成9年5月28日  
飯能市合併処理浄化槽組合設立総会には組合員約80名が参加。来賓に小山誠三市長、埼玉県水質保全課、社団法人埼玉県浄化槽協会神原理事長などが出席し、会員からの活発な質疑が交わされ、組合規約案、事業計画案はすべて承諾された。

ここまで過程は、実際には1年半の準備期間中に延べ40回に及ぶ会議等が開催され、一時は意見の相違から組合設立が危ぶまれるなど、その過程は決して順調ではなかった。し

かしながら、市をはじめ浄化槽関連業者の清流保全に対する意識のもと、合併処理浄化槽が地域における信頼性の高い処理施設として、その社会的使命を以前にも増して果たすための組織化であることを認識した結果、行政と民間が一体となり、本組合の設立が実現された。

また、このような努力によって最近でも浄化槽の設置が進んでおり、過去4年間の設置基数は表-6に示すとおりである。

表-6 浄化槽の設置基数

(基)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
新設	138	172	129	102
単独転換	57	36	30	29
汲取り転換	81	136	99	73

(平成20年末の下水道認可区域外における単独処理浄化槽及び汲み取りは、それぞれ3000件または1000件)

## 6. 飯能市における浄化槽の啓発に関する施策

### (1) 維持管理組合ができる前

維持管理組合ができる以前から、啓発も兼ねて排水状況の調査を行うことで、住民の生活排水対策に関する意識はかなり変わってきたと考えられる。

平成6年度には、県内初の清流保全対策専門部門として飯能市環境部に「清流対策課」を設け、生活排水対策を軸に下水道処理計画区域を除く地域に対して合併処理浄化槽の普及啓発に取り組み、地元紙への啓発記事の定期的掲載等を実施した。さらに清流対策課長が、同年9月頃から各自治会に依頼し、土曜、日曜の晩に懇談会を開いてもらい、「下水道が当面整備されないので、水環境の保全のために、ぜひ合併処理浄化槽の設置をお願いしたい」と、清流対策課長自らが二十数カ所で呼びかけた。このような地域に飛び込んでいく活動により、住民が関心を示した。

一方、飯能市役所の玄関の脇には、当時、合併処理浄化槽の実物を置き、合わせてパンフレット等も置いていた。さらに、市内の公共施設5カ所にも実物を展示し、スペースが狭い3カ所はパネル及びミニチュアの浄化槽を置いた。加えて、市庁舎の入り口を入ったところに浄化槽のミニチュアとパンフレットを置き、清流対策課の前には、もっと小さなミニチュアに電気を入れて排水の流れが判るように展示した。このような啓発は、当時、市民にも好評であった。

また、多くの場合、パンフレット類は窓口に置いても想定したほど持ち帰られないものであるが、当時の飯能市においてはこの限りではなかった。

事実、平成 5 年度までの年度別の補助設置基数は累計で 127 基であったものが、平成 6 年度には 4 カ月で当初予算の 70 基が設置され、さらに 77 基の補正予算を組むといった措置がとられた。

これは、これまで述べた清流対策課の啓発による効果に加え、同年より実施された合併処理浄化槽の設置補助金の大幅増額、県内初の単独処理浄化槽もしくは汲み取り便所からの切り替え工事に対する補助金制度の設置、さらには維持管理費の補助制度など、積極的な施策により住民の浄化槽設置に対する負担や煩雑さが軽減されたことによるものであった。

## (2) 維持管理組合設立後

管理組合が設立した後も、適正に組織化しながら、引き続き啓発活動ならびに補助制度の活用を継続することにより、さらに認識を高めていくことが水源を守る立場の使命と考え、業務に取り組んでいる。

最近では、「生活排水対策パンフレット」(図-6)の配布及び「合併処理浄化槽への転換補助金制度」に関する回覧(図-7)等を行うことにより、とくに生活排水が未処理の世帯に対する啓発を強化している。

また、平成 20 年度から直竹川流域においては、埼玉県「里川づくり県民推進事業」で河川水質に対する住民意識の向上を図っている。



図-6-1 生活排水対策パンフレット



## 川を汚す原因の大半が、私たちの生活排水です。

生活排水とは、私たちの家庭から流れる水の総称で、トイレから排出されるし便と台所、風呂場、洗濯などから排出される生活排水の二つからなっています。川の汚れにはさまざまな

原因がありますが、主に生活排水、雨期排水などです。

そして意外なことに、私たちの家庭から流れる生活排水が、今では川を汚す原因の一位となっています。



生活排水による  
BOD汚染量の割合

### ■BOD汚染量

BODは水の汚れを、簡単に表現すると臭いの元、腐敗の原因となる物質のことです。臭いの元となる物質は、水質汚染の原因となります。

通常に処理をせずに流すことができません。1人1日毎に川の流出量は排出汚染量といわれ、平均すると4kgになるといわれています。汚染物質を削減する必要があります。

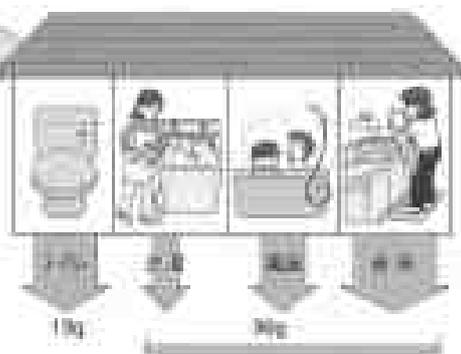


図-6-3 生活排水対策パンフレット

## 生活排水にちょっとした工夫が大切です。

生活排水とは、1人1日約200リットル排出する汚水のことです。これはドラム缶1本分に相当します。

私たちが普段何気なく流しているものが川を汚していることを認識し、ちょっとした工夫をすることにより、この汚水をかなりきれいにする事ができます。

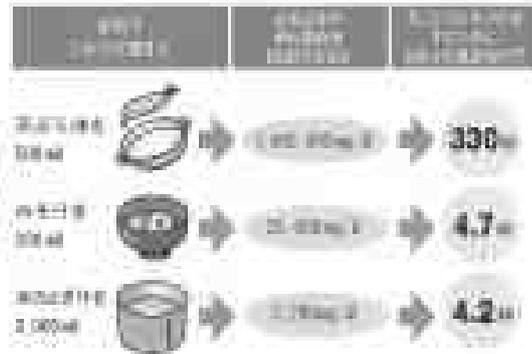
私たち一人ひとりが、生活の中で簡単な工夫を心がければ大きな効果が期待できるのです。



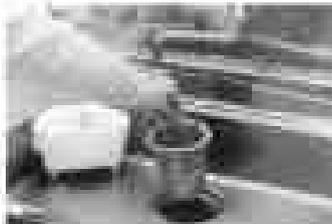
もし、そのまま水に流したら?  
…こんなに大変!



茶色汁一升をそのまま排水から流すと、ユイダアが汚す排水量(1日あたり500リットル以下)にするには、1日あたり4.7リットルもの水が必要で、



### 私たちの家庭でできること



茶色汁、肉汁、油は、排水から流さず、分別して回収してください。



排水から流すときは、ゴミをこぼさないように注意してください。



排水から流すときは、ゴミをこぼさないように注意してください。



排水から流すときは、ゴミをこぼさないように注意してください。

図-6-4 生活排水対策パンフレット

家庭用浄化槽や、くみ出し便所から合併処理浄化槽への転換を推進しています。

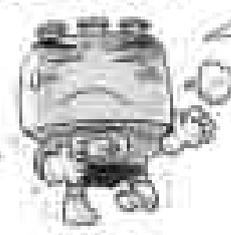
浄化槽とは、し尿と生活雑排水を合わせて処理する  
**合併処理浄化槽** のことです。

浄化槽は、  
 生活排水を  
 きれいに  
 処理する  
 装置です。



### 浄化槽は維持管理が大事!

毎1回の法定期間の  
 点検も浄化槽管理料の  
 範囲となっています。



浄化槽（単独、合併）については、  
 定期的に専門業者の点検、維持を  
 受けないと力が発揮できません。  
 ぜひ、維持管理をしてください。  
 お願いします。

**合併処理浄化槽は、自治体管理施設が受け取る予定です。**

国下水道（特定管理種別は下水道法第101条の2第1項に合併処理浄化槽（13人相当以下）を  
 設置し、国指定の合併処理浄化槽施設に取入しているものは、国指定管理補助金の交付が受けられます。  
 国指定の施設は国指定を受け取ることができませんので、ぜひご記入ください。  
 （国指定の施設名を掲載していません）

●お問い合わせ先 国指定の合併処理浄化槽施設  
 国指定下水道課（05115-1444） TEL. 042(974)9441

図-6-5 生活排水対策パンフレット

【目次】清流保全啓発ポスター全賞作品 (19枚中9枚) 【2/21】



飯能市立第一小学校 三浦優樹君さん



飯能市立中央小学校 藤岡文憲君さん



飯能市立中央小学校 矢野 優斗さん



飯能市立中央小学校 田中 悠斗さん



飯能市立中央小学校 西谷千尋君さん



飯能市立中央小学校 藤 悠斗君さん



飯能市立中央小学校 竹内 優斗さん

飯能市民啓蒙

お願いいたします。

- 一、自然の恵みを受け、川と清流に親しみ、美しい風景を守ります。
- 一、川も生き物です。美しい環境を心にし、豊かな自然を守ります。
- 一、隣人互いに助け合い、思いやりを心掛けて、住みか、環境を守ります。
- 一、道中で自然環境に悪影響、被害と被害を止め、住びるべき自然環境を守ります。
- 一、若い世代も大人も、夢と希望をもち、未来の清流を守ります。

飯能市環境部環境緑水課

飯能市大字宮棟1-9 TEL.048(973)3111(代)

総100番(24時間) 急用時 048(973)3111

図-6-6 生活排水対策パンフレット



単独処理浄化槽・くみ取りトイレをご利用の皆さまへ



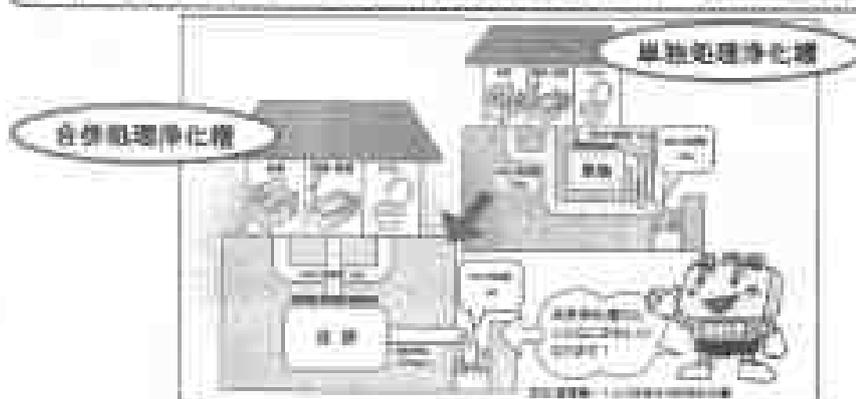
所轄市独自の

## 合併処理浄化槽

への転換の補助金をご利用ください！！

### ◆合併処理浄化槽とは...

水洗トイレ、台所、風呂、洗たくなどの排水全部を微生物(バクテリア)の働きできれいな水にして放流するすぐれたシステムで、上流域の汚染を守ります。



### ◆単独処理浄化槽・くみ取りトイレの場合は...

台所、風呂、洗たくなどの排水は、直接川や湖海に放流されています。

### ◆所轄市独自の補助金制度とは...

当市は「環境文化都市」を宣言して、清浄体面を推進しています。  
国の補助制度(国1/3、県1/3、市1/3負担)に市独自の上限値(15万8千円～24万2千円)を設けています。

## 合併処理浄化槽への転換をご検討ください！！



### Q: 転換するときの補助金の額は？

A: 合併処理浄化槽の規模(人当り)は、家の床面積に応じて決まります。

5人槽(100㎡以下) ...45万円

7人槽(130㎡超) ...70万円

10人槽(2世帯住宅) ...90万円

※合併処理浄化槽・くみ取りトイレの廃止費はご負担ありません。

詳細もご覧ください →

図-7-1「合併処理浄化槽への転換補助金制度」に関する回覧

**Q:個人の負担はどれくらい？**

A:標準的な浄化槽設置と配管工事の場合、工事費の概ね5割が補助金、残りの5割が個人負担というイメージになります。住宅の状況や排水先の位置などにより変わってきますので、熊鷹市合併処理浄化槽組合に加入している施工業者に相談し確認してください。

**Q:どこに頼めばいいの？**

A:熊鷹市合併処理浄化槽組合に加入している施工業者に依頼してください(他の業者では補助金は受けられません)。施工にあたっては市が検査をします(書類、施工、完成)。

**Q:その後の維持管理は？**

A:熊鷹市合併処理浄化槽組合に加入していただけます。組合では、**年会費26,500円(設置者負担)**と市からの**維持管理補助金25,750円**をあわせて全ての維持管理を行っています。



浄化槽は設置後の専門業者が点検・清掃をしなければならないため、業者を探さなければなりません。また、市へ連絡して点検や清掃の依頼が必要です。

**Q:将来、家を建て替える計画があるが？**

A:新築家屋にも合併処理浄化槽設置補助金はありますが少額になります。転居の補助金を使って早めに合併処理浄化槽にかえてください。

**熊鷹市合併処理浄化槽組合に加入している施工業者**

No.	事業者名	住所	電話番号	No.	事業者名	住所	電話番号
1	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	21	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
2	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	22	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
3	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	23	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
4	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	24	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
5	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	25	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
6	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	26	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
7	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	27	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
8	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	28	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
9	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	29	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
10	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	30	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
11	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	31	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
12	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	32	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
13	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	33	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
14	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	34	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
15	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	35	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
16	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	36	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
17	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	37	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
18	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	38	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
19	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	39	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
20	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	40	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
21	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	41	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
22	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	42	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
23	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	43	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
24	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	44	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
25	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	45	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
26	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	46	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
27	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	47	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
28	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	48	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
29	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	49	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111
30	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111	50	有限会社 三井建設	熊鷹市三井町1-1-1	042-973-1111

お気軽にお問い合わせください

熊鷹市役所環境浄水課  
 TEL 042-973-2111 内線 703, 704  
 Email kankyo@city.hanno.gifu.jp



図-7-2「合併処理浄化槽への転換補助金制度」に関する回覧

## ヒアリング調査事例5

行政と関係団体が連携して単独処理浄化槽の転換を啓発している例(社)神奈川県生活水保全協会)

神奈川県における「臨海地区既存浄化槽の合併化、高度処理化への転換とそれに伴う融資に関するセミナー」により単独処理浄化槽の転換を啓発している例

### 1. 臨海地区既存浄化槽の合併化、高度処理化への転換とそれに伴う融資に関するセミナーによる単独処理浄化槽の転換・促進

これまで、多くの場合、浄化槽を新たに設置する住民に対して、水環境保全や浄化槽の使用方法及び浄化槽に関する基礎的な知識を伝達するための講習会等が実施されていた。一方、神奈川県横浜市及び川崎市においては、湾岸地区に設置された単独処理浄化槽の高度処理型合併処理浄化槽への転換ならびにその促進を目的として、「臨海地区既存浄化槽の合併化、高度処理化への転換とそれに伴う融資に関するセミナー」(以下、湾岸セミナーと示す)を実施している。

湾岸セミナーの受講対象者は、湾岸地区における工場等の事業所の経理担当者及び環境担当者である。これは、湾岸地区においては一般に住宅が少ないこと、下水道の計画が無いこと及び工場等に設置された単独処理浄化槽の規模が大きく、かつ設置基数も多いことによる。

また、湾岸セミナーの周知を図る上で、上記対象者の他に、行政担当者、浄化槽メーカー、浄化槽施工業者、保守点検業者なども受講対象としている。

このように、本セミナーは、浄化槽台帳を活用して行政と関係団体が連携し、単独処理浄化槽の管理者等として、特に事業者を対象として、転換の啓発を行っている事例である。また、住民に対する単独処理浄化槽の転換施策を計画・立案する上において有益な情報であると考えられる。

### 2. 湾岸セミナーの創設

神奈川県における生活排水処理計画は下水道が中心であり、川崎市、横浜市については市全域が下水道計画区域である。しかし、両市は独自の計画で下水道を進めているものの、湾岸部においては将来的に全てが下水道に接続されない可能性がある。また、川崎市及び横浜市は東京湾に面しているため、大規模な事業所における排水は総量規制の対象となっている。

湾岸セミナーの主催は、(社)神奈川県生活水保全協会である。また、県内の指定検査機関である(財)日本環境衛生センター、(社)神奈川県薬剤師会の共催、横浜市、川崎市、神奈川県、環境省の協力により、平成21年度に開催されたところである。これまで、平成16、18年度にも開催され、合計3回開催されている。

関係する行政及び団体が情報を連携し、水質保全に関する事項、行政の施策、東京湾における水質汚濁及び浄化槽の現状、既存単独処理浄化槽の転換方法・その維持管理方法、ならびに転換に対する融資制度についての情報が、4時間のセミナーの内容となっている。参考として、平成21年度開催時のセミナー案内書を図-1に示す。

湾岸セミナーのなかで、とくに既存単独処理浄化槽の転換に関しては、転換手法の他、高度処理型合併処理浄化槽の選定に関する留意事項、保守点検の方法及び湾岸地区の工場・工業所に適した浄化槽についての特徴が解説されている。

**「臨海地区における既存浄化槽の合併化、高度処理化への転換と  
それに伴う融資に関するセミナー」のご案内**

この度、東京湾臨海地域における既存浄化槽の転換に関しまして、神奈川県中小企業制度融資（フロンティア資金）が活用できることになりました。県環境農政部大気水質課、並びに商工労働部金融課から融資制度に関する説明があります。

また、沿岸地域の浄化槽の現状、保守管理の対応策、施設の合併化への転換方法などが紹介され、環境省リサイクル対策部浄化槽推進室からも貴重なご講演がございますので、奮ってご参加頂けますようお願い申し上げます。

**目 的**：東京湾臨海地域で浄化槽を使用している事業所を対象に生活排水の現状、その対応策及び施設の転換方法などを認識していただき、併せて資金確保のための融資制度などを紹介する。

**開催日**：平成21年2月6日（金曜日） 13：00～17：00

**会 場**：県民ホール 大会議室

**内 容**：

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 1：県域における未年度浄化槽予算の概要   | （環境省リサイクル対策部浄化槽推進室） |
| 2：東京湾の水質改善のために        | （県環境農政部大気水質課）       |
| 3：横浜市の浄化槽行政について       | （横浜市民源館県局業務課）       |
| 4：川崎市浄化槽行政について        | （川崎市環境局環境対策課）       |
| 5：湾岸部における浄化槽の現状       | （財）日本環境衛生センター）      |
| 6：既存浄化槽の転換方法、維持管理について | （（社）神奈川県生活排水保全協会）   |
| 7：神奈川県の融資制度           | （県商工労働部金融課）         |
| 8：質疑応答                |                     |

その他：浄化槽メーカーによるカタログ展示、モデル展示を併せて行う予定です。

**対 象**：東京湾臨海部事業所の経理担当者および関係担当者、行政担当者、浄化槽メーカー、施工業者、保守点検業者、その他

**参加人員**：約240名

**参加費**：無料

**主 催**：社団法人 神奈川県生活排水保全協会

**共 催**：財団法人 日本環境衛生センター、社団法人 神奈川県農政研究会

図-1 平成21年開催時のセミナー案内書

### 3. 湾岸セミナー開催のための連携

湾岸セミナーを開催するにあたり、主催者である(社)神奈川県生活水保全協会をはじめ、(財)日本環境衛生センター、(社)神奈川県薬剤師会、神奈川県、横浜市、川崎市及び環境省リサイクル対策部浄化槽推進室等、各組織の役割は図-2 に示すとおりである。

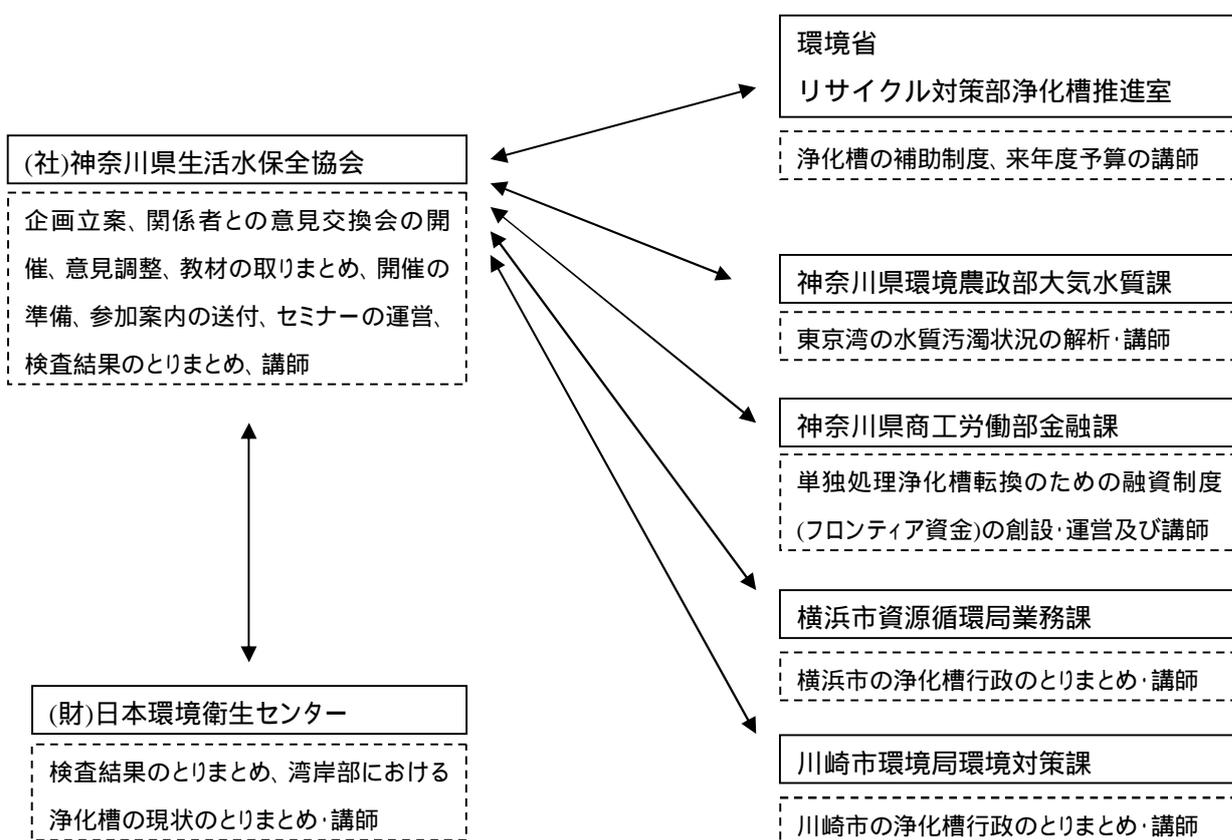


図-2 関係機関の役割と関係

このように、関係する行政及び団体が、それぞれの専門分野を中心に情報の収集・とりまとめを行いつつ、意見の交換を図りながら、セミナー参加者に対する情報提供と転換事業の推進が図られている。また、湾岸セミナー対象者の選定においても県、市及び(社)神奈川県生活水保全協会の連携が行われている。

なお、単独処理浄化槽の転換に必要な資金の運用を容易にすることを目的に、平成20年度よりフロンティア資金の活用が適用されている。

#### 4. フロンティア資金の概要

フロンティア資金の概要を以下に示す。

##### (1) フロンティア資金（地域環境保全対策）の対象者

県内で原則1年以上同一事業を営んでいる中小企業者または協同組合等であって、次のいずれかに該当する方

低公害車の購入、公害防除のための施設改善又はNO<sub>x</sub>対策等に要する資金  
土壌汚染対策法等に基づく調査または浄化対策に要する資金

##### (2) 融資限度額 8000 万円

融資利率年 2.1%以内（固定）

##### (3) 融資期間

設備資金 1年超 10年以内 運転資金 1年超 7年以内

##### (4) 返済方法

毎月割賦返済（1年以内の据置き可）

##### (5) 担保

必要に応じて

##### (6) 保証人

法人 代表者は連帯保証人になる。それ以外は原則不要。個人も原則不要。

##### (7) 信用保証

県信用保証協会による保証が必要となる。保証料率は、適用される保証制度により異なる。一般保証が適用される場合、県の保証料補助の対象として県信用保証協会所定の保証料率から軽減される場合がある。

公害防止保証が適用される場合は、信用保証の別枠が利用できる。

##### (8) 問合せ先

事業所最寄りの県信用保証協会各支所

##### (9) 申込先

神奈川県内の制度融資取扱金融機関の融資窓口

## 5 . 湾岸セミナーの効果

セミナー開催前には、対象区域に約 2 千 5 百基の単独処理浄化槽が設置されており、そのうち腐敗室方式のものが 560 基程度あった。当時は、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する事例はほとんどなかったが、第 1 回（5 年前）及び第 2 回（3 年前）のセミナー開催後には、それぞれ 20 基程度（計 40 基程度）の腐敗室方式による単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に転換された。

このような結果から、事業所の浄化槽担当者に対するセミナーによる啓発活動に一定の効果が認められた。したがって、住民に対しても同様の情報提供を行うことにより、意識改革が図られ、単独処理浄化槽及び汲み取りの合併処理浄化槽への転換が促進されるものと期待される。